



誰もが住んでみたい村に  
農業農村整備

令和7年度

玉名横島海岸保全事業

潮遊池仮置土整備（菊池工区1他）工事

# 積算書

（当初）

九州農政局  
玉名横島海岸保全事業所







事業名	玉名横島海岸保全事業
工事名	潮遊池仮置土整備(菊池工区1他)工事

項目名	数量	単位	金額	備考
工事価格			134,590,000	
・工事原価			115,208,000	
純工事費			88,154,000	
・直接工事費			78,506,000	
・直接工事費(仮設工を除く)	1.000	式	75,818,000	
・直接工事費(仮設工)	1.000	式	2,688,000	
・間接工事費			36,702,000	
・共通仮設費			9,648,000	
・事業損失防止施設費	1.000	式	0	
・運搬費~営繕費等				
$78,506,000 \times ((10.030 \times 1.000) \times 1.100 \times 1.040 \times 1.000)$			9,005,000	
・運搬費	1.000	式	0	
・準備費	1.000	式	0	
・安全費	1.000	式	0	
・役務費	1.000	式	0	
・技術管理費	1.000	式	0	
・営繕費等	1.000	式	0	
・現場環境改善費			643,000	
・現場環境改善費(率計上)				
$78,506,000 \times (0.820)$			643,000	
・現場環境改善費(積上)	1.000	式	0	
・現場管理費			27,054,000	
・現場管理費(率計上)				
$88,154,000 \times ((26.570 \times 1.000) \times 1.100 \times 1.050 \times 1.000 + 0.000 + 0.000 - 0.000)$			27,054,000	
・現場管理費(積上)	1.000	式	0	
・現場管理費(一般管理費率対象外)	1.000	式	0	
・工期延長等に伴う現場維持等の費用	1.000	式	0	
・官貸額(直工)	1.000	式	0	
・官貸額(事業損失防止)	1.000	式	0	
・官貸額(直工・事業損失防止除く)	1.000	式	0	
・一般管理費等				
$115,208,000 \times (16.790 \times 1.000 + 0.04)$			19,389,000	
・一括計上価格	1.000	式	0	
支給品費			0	
支給品費(直工・事業損失防止)			0	
支給品費(直工)			0	
処分費等(直接工事費の内数)			0	
処分費(準備費の内数)			0	
処分費(事業損失防止施設費内数)			0	
処分費等(率対象外)			0	







事業名	玉名横島海岸保全事業
工事名	潮遊池仮置土整備(菊池工区1他)工事

名称(規格)	数量	単位	単価	金額	備考
直接工事費(仮設工を除く)				75,818,000	
・土工					
・掘削工	1.000	式		12,633,000	
000001 掘削 土砂	1.000	式		1,530,000	
	4,250.000	m3	360	1,530,000	歩A・単A B単 1号
合 計				1,530,000	
・盛土工					
000002 流用土盛土 土砂	1.000	式		2,240,000	
	7,670.000	m3	292	2,239,640	歩A・単A B単 2号
合 計				2,239,640	
・土砂等運搬					
000003 掘削土運搬 菊池工区2から菊池工区1へ	1.000	式		6,542,000	
	878.000	m3	645	566,310	歩A・単A B単 3号
000004 掘削土運搬 横島漁港工区から菊池工区1へ					
	512.000	m3	879	450,048	歩A・単A B単 4号
000005 仮置土運搬 菊池工区2から菊池工区1へ					
	4,080.000	m3	906	3,696,480	歩A・単A B単 5号
000006 仮置土運搬 第二工区1から菊池工区1へ					
	1,390.000	m3	1,316	1,829,240	歩A・単A B単 6号
合 計				6,542,078	
・作業残土処理工					
000007 作業残土処理 建設発生土受入地	1.000	式		2,321,000	
	2,200.000	m3	1,055	2,321,000	歩A・単A B単 7号
合 計				2,321,000	
・堤防被覆					
・鉄鋼スラグ被覆工	1.000	式		52,256,000	
000008 鉄鋼スラグ被覆工 t=10cm	1.000	式		52,256,000	
	60,064.000	m <sup>2</sup>	870	52,255,680	歩A・単A B単 8号
合 計				52,255,680	
・法面被覆					
・法面被覆工	1.000	式		10,929,000	
000009 法面整形工 盛土部	1.000	式		10,929,000	
	3,820.000	m <sup>2</sup>	779	2,975,780	歩A・単A B単 9号
000010 防草シート工 不織布長繊維系、目付量240g/m <sup>2</sup>					
	4,880.000	m <sup>2</sup>	1,622	7,915,360	歩A・単A B単 10号
000011 鉄鋼スラグ被覆工 t=10cm					
	44.000	m <sup>2</sup>	870	38,280	歩A・単A B単 11号
合 計				10,929,420	





事業名	玉名横島海岸保全事業
工事名	潮遊池仮置土整備(菊池工区1他)工事

コード	名称(規格)	数量	単位	単価	金額	備考
*** B単 - 1号 ***						
000001	掘削 土砂		m3		100,000	歩A 当たり算出
S86801	SP【被災地】掘削 土砂,ポンカ外,無し,無し,5,000m3未満,-,-,-	100,000	m3	360	36,000	S単 10号
	合計				36,000	
	単価				360	
*** B単 - 2号 ***						
000002	流用土盛土 土砂		m3		100,000	歩A 当たり算出
S86803	SP【被災地】路体(築堤)盛土・埋戻 4.0m以上,20,000m3未満,無し,なし	100,000	m3	292	29,200	S単 12号
	合計				29,200	
	単価				292	
*** B単 - 3号 ***						
000003	掘削土運搬 菊池工区2から菊池工区1へ		m3		100,000	歩A 当たり算出
SA0121	SP 土砂等運搬 標準,ハッパ山積0.8m3(平積0.6m3),土砂(岩塊・玉石混り土含む),無し,2.0km以下	100,000	m3	644.5	64,450	S単 13号
	合計				64,450	
	単価				645	
*** B単 - 4号 ***						
000004	掘削土運搬 横島漁港工区から菊池工区1へ		m3		100,000	歩A 当たり算出
SA0121	SP 土砂等運搬 標準,ハッパ山積0.8m3(平積0.6m3),土砂(岩塊・玉石混り土含む),無し,4.0km以下	100,000	m3	878.9	87,890	S単 14号
	合計				87,890	
	単価				879	
*** B単 - 5号 ***						
000005	仮置土運搬 菊池工区2から菊池工区1へ		m3		100,000	歩A 当たり算出
S86802	SP【被災地】積込(ルーズ) 土砂,土量50,000m3未満	100,000	m3	261.1	26,110	S単 11号
SA0121	SP 土砂等運搬 標準,ハッパ山積0.8m3(平積0.6m3),土砂(岩塊・玉石混り土含む),無し,2.0km以下	100,000	m3	644.5	64,450	S単 13号
	合計				90,560	
	単価				906	
*** B単 - 6号 ***						
000006	仮置土運搬 第二工区1から菊池工区1へ		m3		100,000	歩A 当たり算出
S86802	SP【被災地】積込(ルーズ) 土砂,土量50,000m3未満	100,000	m3	261.1	26,110	S単 11号
SA0121	SP 土砂等運搬 標準,ハッパ山積0.8m3(平積0.6m3),土砂(岩塊・玉石混り土含む),無し,5.5km以下	100,000	m3	1,055	105,500	S単 15号
	合計				131,610	
	単価				1,316	
*** B単 - 7号 ***						

事業名	玉名横島海岸保全事業
工事名	潮遊池仮置土整備(菊池工区1他)工事

コード	名称(規格)	数量	単位	単価	金額	備考
000007	作業残土処理 建設発生土受入地		m <sup>3</sup>		100,000	歩A 当たり算出
SA0121	SP 土砂等運搬 標準,バ ック山積0.8m <sup>3</sup> (平積0.6m <sup>3</sup> ),土砂(岩塊・玉石混り土含む),無し,5.5km以下	100,000	m <sup>3</sup>	1,055	105,500	S単 15号
	合 計				105,500	
	単 価				1,055	
	*** B単 - 8号 ***					
000008	鉄鋼スラグ被覆工 t=10cm		m <sup>2</sup>		100,000	歩A 当たり算出
T00004	路盤工(鉄鋼スラグ) t=10cm,	100,000	m <sup>2</sup>	870	87,000	T単 1号
	合 計				87,000	
	単 価				870	
	*** B単 - 9号 ***					
000009	法面整形工 盛土部		m <sup>2</sup>		1,000	歩A 当たり算出
SA0152	SP 法面整形 盛土部,有り,無し,け質土、砂及び砂質土、粘性土、なし	1,000	m <sup>2</sup>	779.1	779	S単 16号
	合 計				779	
	単 価				779	
	*** B単 - 10号 ***					
000010	防草シート工 不織布長繊維系,目付量240g/m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>		100,000	歩A 当たり算出
S02120	防草シート設置工 現場条件2,露出,法面部(1:2.0以下)	100,000	m <sup>2</sup>	1,055	105,500	S単 6号
S02116	防草シート 不織布長繊維系(プラテックス同等品、目付量240g/m <sup>2</sup> ),,	105,000	m <sup>2</sup>	540	56,700	S単 5号
	合 計				162,200	
	単 価				1,622	
	*** B単 - 11号 ***					
000011	鉄鋼スラグ被覆工 t=10cm		m <sup>2</sup>		100,000	歩A 当たり算出
T00004	路盤工(鉄鋼スラグ) t=10cm,	100,000	m <sup>2</sup>	870	87,000	T単 1号
	合 計				87,000	
	単 価				870	
	*** B単 - 12号 ***					
000012	交通誘導警備員		人		1,000	歩A 当たり算出
S02115	交通誘導警備員B	1,000	人	15,810	15,810	S単 3号
	合 計				15,810	
	単 価				15,810	

事業名	玉名横島海岸保全事業
工事名	潮遊池仮置土整備(菊池工区1他)工事

コード	名称(規格)	数量	単位	単価	金額	備考
S02115	*** S単 - 1号 *** 特殊作業員 特殊作業員		人	27,642		歩A・単A
S02115	*** S単 - 2号 *** 普通作業員 普通作業員		人	22,542		歩A・単A
S02115	*** S単 - 3号 *** 交通誘導警備員B 交通誘導警備員B		人	15,810		歩A・単A
S02116	*** S単 - 4号 *** 鉄鋼スラグ 鉄鋼スラグ		m <sup>3</sup>	3,300		歩A・単A
S02116	*** S単 - 5号 *** 防草シート 防草シート 不織布長繊維系(ﾌﾗﾝﾌﾞﾙ同等品、目付量240g/m <sup>2</sup> ),,		m <sup>2</sup>	540		歩A・単A
S02120	*** S単 - 6号 *** 防草シート設置工 防草シート設置工 現場条件2,露出,法面部(1:2.0以下)		m <sup>2</sup>	1,055		歩A・単A
S16001	*** S単 - 7号 *** ロードローラ[対型(1次)] ロードローラ[対型(1次)] 質量10~12t 締固め幅2.1m,運転1日当たり算出,機械損料等+燃料+運転労務,軽油		日	52,164		歩A・単A
S16001	*** S単 - 8号 *** ﾀｲｯﾄﾞ-ﾌﾟﾗﾝ普通型・排対型(1次) ﾀｲｯﾄﾞ-ﾌﾟﾗﾝ普通型・排対型(1次) 質量8~20t,運転1日当たり算出,機械損料等+燃料+運転労務,軽油		日	53,333		歩A・単A
S16001	*** S単 - 9号 *** ﾓｰﾀﾞｰﾌﾞﾚｰﾄﾞ[土工用・排対型(1次)] ﾓｰﾀﾞｰﾌﾞﾚｰﾄﾞ[土工用・排対型(1次)] ﾌﾟﾚｰﾄﾞ幅3.1m,運転1日当たり算出,機械損料等+燃料+運転労務,軽油		日	58,536		歩A・単A
S86801	*** S単 - 10号 *** SP【被災地】掘削 SP【被災地】掘削 土砂,ﾌﾟﾗﾝｸﾄﾞ無し,無し,5,000m <sup>3</sup> 未満,-,-,-		m <sup>3</sup>	360		歩A・単A
S86802	*** S単 - 11号 *** SP【被災地】積込(ルーズ) SP【被災地】積込(ルーズ) 土砂,土量50,000m <sup>3</sup> 未満		m <sup>3</sup>	261.1		歩A・単A
S86803	*** S単 - 12号 *** SP【被災地】路体(築堤)盛土・埋戻 SP【被災地】路体(築堤)盛土・埋戻 4.0m以上,20,000m <sup>3</sup> 未満,無し,なし		m <sup>3</sup>	292		歩A・単A
SA0121	*** S単 - 13号 *** SP 土砂等運搬 SP 土砂等運搬 標準,ﾊﾞｯｸﾞ約山積0.8m <sup>3</sup> (平積0.6m <sup>3</sup> ),土砂(岩塊・玉石混り土含む),無し,2.0km以下		m <sup>3</sup>	644.5		歩A・単A
SA0121	*** S単 - 14号 *** SP 土砂等運搬 SP 土砂等運搬 標準,ﾊﾞｯｸﾞ約山積0.8m <sup>3</sup> (平積0.6m <sup>3</sup> ),土砂(岩塊・玉石混り土含む),無し,4.0km以下		m <sup>3</sup>	878.9		歩A・単A
SA0121	*** S単 - 15号 *** SP 土砂等運搬 SP 土砂等運搬 標準,ﾊﾞｯｸﾞ約山積0.8m <sup>3</sup> (平積0.6m <sup>3</sup> ),土砂(岩塊・玉石混り土含む),無し,5.5km以下		m <sup>3</sup>	1,055		歩A・単A
SA0152	*** S単 - 16号 *** SP 法面整形 SP 法面整形 盛土部,有り,無し,ﾄﾞﾗｲ土,砂及び砂質土,粘性土,なし		m <sup>2</sup>	779.1		歩A・単A
T00004	*** T単 - 1号 *** 路盤工(鉄鋼スラグ) t=10cm,		m <sup>2</sup>	870		歩A・単A

事業名	玉名横島海岸保全事業
工事名	潮遊池仮置土整備(菊池工区1他)工事

コード	名称	数量	単位	単価	金額	備考
*** S単 - 1号 ***						
S02115	特殊作業員		人		1,000	歩A 当たり算出
	特殊作業員			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1)労務コード 2)労務単価算定区分	R01002		豪雪補正:なし 基本給時間:8.0 深夜時間:0.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0 週休:月単位	
R01002	特殊作業員	1.000	人	27,642	27,642	
	合計				27,642	算出数量 1.000 人
	単価				27,642	
*** S単 - 2号 ***						
S02115	普通作業員		人		1,000	歩A 当たり算出
	普通作業員			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1)労務コード 2)労務単価算定区分	R01003		豪雪補正:なし 基本給時間:8.0 深夜時間:0.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0 週休:月単位	
R01003	普通作業員	1.000	人	22,542	22,542	
	合計				22,542	算出数量 1.000 人
	単価				22,542	
*** S単 - 3号 ***						
S02115	交通誘導警備員B		人		1,000	歩A 当たり算出
	交通誘導警備員B			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1)労務コード 2)労務単価算定区分	R01032		豪雪補正:なし 基本給時間:8.0 深夜時間:0.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0 週休:月単位	
R01032	交通誘導警備員B	1.000	人	15,810	15,810	
	合計				15,810	算出数量 1.000 人
	単価				15,810	
*** S単 - 4号 ***						
S02116	鉄鋼スラグ		m3		1,000	歩A 当たり算出
	鉄鋼スラグ			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1)資材区分 2)地域資材単価コード(P) 3)地区資材単価コード(J) 4)施設機械資材単価コード(K)	地域資材(Pコード) P96001		豪雪補正:なし 基本給時間:8.0 深夜時間:0.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0 週休:月単位	
P96001	鉄鋼スラグ	1.000	m3	3,300	3,300	
	合計				3,300	算出数量 1.000 各単位
	単価				3,300	
*** S単 - 5号 ***						
S02116	防草シート		m <sup>2</sup>		1,000	歩A 当たり算出
	防草シート 不織布長繊維系(ﾌﾗﾝﾍﾞｯｸｽ同等品、目付量240g/m <sup>2</sup> )、			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1)資材区分 2)地域資材単価コード(P) 3)地区資材単価コード(J) 4)施設機械資材単価コード(K)	地域資材(Pコード) P96004		豪雪補正:なし 基本給時間:8.0 深夜時間:0.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0 週休:月単位	
P96004	防草シート 不織布長繊維系(ﾌﾗﾝﾍﾞｯｸｽ同等品、目付量240g/m <sup>2</sup> )	1.000	m <sup>2</sup>	540	540	
	合計				540	算出数量 1.000 各単位

事業名	玉名横島海岸保全事業
工事名	潮遊池仮置土整備(菊池工区1他)工事

コード	名称	数量	単位	単価	金額	備考
	単 価				540	
	*** S単 - 6号 ***					
S02120	防草シート設置工		m <sup>2</sup>		1,000 各単位	歩A 当たり算出
	防草シート設置工 現場条件2,露出,法面部(1:2.0以下)			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1)市場単価コード	A96001		豪雪補正:なし 基本給時間:8.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
	2)規格	現場条件2,露出,法面部(1:2.0以下)		深夜時間:0.0	週休:月単位	
	3)単価の入力	1,055円				
A96001	防草シート設置工 現場条件2,露出,法面部(1:2.0以下)	1.000	m <sup>2</sup>	1,055	1,055	算出数量 1,000 各単位
	合 計				1,055	
	単 価				1,055	
	*** S単 - 7号 ***					
S16001	ロッドロータリマガム・排対型(1次)		日		1,000 各単位	歩A 当たり算出
	ロッドロータリマガム・排対型(1次) 質量10~12t 締固め幅2.1m,運転1日当たり算出,機械損料等+燃料+運転労務,軽油			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1)機械コード 単位が時間のみ	M14081		豪雪補正:なし 基本給時間:8.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
	2)機械コード(同上)	M14081		深夜時間:0.0	週休:月単位	
	3)機械損料算出区分	運転1日当たり算出				
	4)運転1日当たり運転時間(T)	5.0時間				
	5)運転日に対する供用日の割合(YC)	1.57				
	6)単価計上区分	機械損料等+燃料+運転労務				
	7)岩石補正区分	岩石補正なし				
	8)燃料の計上方法	機械経費算定基準値による				
	9)燃料区分	軽油				
	10)燃料消費量(入力の場合)	0.0				
	11)消耗部品の計上の有無	消耗部品を計上しない				
	13)消耗部品の適用条件(2)	消耗部品なし				
	14)名称(消耗部品)	-				
	15)規格(消耗部品)	-				
M14081	ロッドロータリマガム・排対型(1次) 質量10~12t 締固め幅2.1m	1.000	日	19,500	19,500	
P34029	軽油 バトロ-給油	36.000	L	131	4,716	
R01021	運転手(特殊)	1.000	人	27,948	27,948	
	合 計				52,164	算出数量 1,000 各単位
	単 価		各単位		52,164	
Y00001	単位					
	*** S単 - 8号 ***					
S16001	タイロ-[普通型・排対型(1次)]		日		1,000 各単位	歩A 当たり算出
	タイロ-[普通型・排対型(1次)] 質量8~20t,運転1日当たり算出,機械損料等+燃料+運転労務,軽油			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1)機械コード 単位が時間のみ	M14122		豪雪補正:なし 基本給時間:8.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
	2)機械コード(同上)	M14122		深夜時間:0.0	週休:月単位	
	3)機械損料算出区分	運転1日当たり算出				
	4)運転1日当たり運転時間(T)	5.0時間				
	5)運転日に対する供用日の割合(YC)	1.86				
	6)単価計上区分	機械損料等+燃料+運転労務				
	7)岩石補正区分	岩石補正なし				
	8)燃料の計上方法	機械経費算定基準値による				
	9)燃料区分	軽油				
	10)燃料消費量(入力の場合)	0.0				
	11)消耗部品の計上の有無	消耗部品を計上しない				
	13)消耗部品の適用条件(2)	消耗部品なし				
	14)名称(消耗部品)	-				
	15)規格(消耗部品)	-				
M14122	タイロ-[普通型・排対型(1次)] 質量8~20t	1.000	日	20,800	20,800	
P34029	軽油 バトロ-給油	35.000	L	131	4,585	
R01021	運転手(特殊)	1.000	人	27,948	27,948	

事業名	玉名横島海岸保全事業
工事名	潮遊池仮置土整備(菊池工区1他)工事

コード	名称	数量	単位	単価	金額	備考
	合計				53,333	算出数量 1.000 各単位
	単価		各単位		53,333	
Y00001	単位					
	*** S単 - 9号 ***					
S16001	モータレーダ [土工用・排対型(1次)]		日		1.000 各単位	歩A 当たり算出
	モータレーダ [土工用・排対型(1次)] ブレード幅3.1m,運転1日当たり算出,機械損料等+燃料+運転労務, 軽油					時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0 制約作業時間:0.0 豪雪補正:なし 基本給時間:8.0 冬期補正:なし 亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0 深夜時間:0.0 週休:月単位
	1)機械コード 単位が時間のみ 2)機械コード (同上)	M13012 M13012				
	3)機械損料算出区分 4)運転1日当たり運転時間(T)	運転1日当たり算出 5.1時間				
	5)運転日に対する供用日の割合(YC) 6)単価計上区分	1.57 機械損料等+燃料+運転労務				
	7)岩石補正区分 8)燃料の計上方法	岩石補正なし 機械経費算定基準値による				
	9)燃料区分 10)燃料消費量(入力の場合)	軽油 0.0				
	11)消耗部品の計上の有無 13)消耗部品費の適用条件(2)	消耗部品を計上しない 消耗部品なし				
	14)名称(消耗部品) 15)規格(消耗部品)	- -				
M13012	モータレーダ [土工用・排対型(1次)]		日	24,300	24,300	
P34029	軽油	1.000				
	パドル給油	48.000	L	131	6,288	
R01021	運転手(特殊)	1.000	人	27,948	27,948	
	合計				58,536	算出数量 1.000 各単位
	単価		各単位		58,536	
Y00001	単位					
	*** S単 - 10号 ***					
S86801	SP【被災地】掘削		m3		1.000 m3	歩A 当たり算出
	SP【被災地】掘削 土砂,オープンカット,無し,無し,5,000m3未満,-,-,-					時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0 制約作業時間:0.0 豪雪補正:なし 基本給時間:8.0 冬期補正:なし 亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0 深夜時間:0.0 週休:月単位
	1)土質 2)施工方法 3)押土の有無 4)障害の有無 5)施工数量 6)火薬使用 7)破砕片除去の有無 8)集積押土の有無	土砂 オープンカット 無し 無し 5,000m3未満 - - -				
	単価		m3		360	
	*** S単 - 11号 ***					
S86802	SP【被災地】積込(ルーズ)		m3		1.000 m3	歩A 当たり算出
	SP【被災地】積込(ルーズ) 土砂,土量50,000m3未満					時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0 制約作業時間:0.0 豪雪補正:なし 基本給時間:8.0 冬期補正:なし 亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0 深夜時間:0.0 週休:月単位
	1)土質 2)作業内容	土砂 土量50,000m3未満				
	単価		m3		261.1	
	*** S単 - 12号 ***					
S86803	SP【被災地】路体(築堤)盛土・埋戻		m3		1.000 m3	歩A 当たり算出

事業名	玉名横島海岸保全事業
工事名	潮遊池仮置土整備(菊池工区1他)工事

コード	名称	数量	単位	単価	金額	備考
	SP【被災地】路体(築堤)盛土・埋戻 4.0m以上,20,000m3未満,無し,なし			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0 豪雪補正:なし 基本給時間:8.0 深夜時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし 亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0 週休:月単位	
	1)施工幅員 2)施工数量 3)障害の有無 4)長期割引単価区分	4.0m以上 20,000m3未満 無し なし				
	単 価		m3		292	
	*** S単 - 13号 ***					
SA0121	SP 土砂等運搬		m3		1,000 m3	歩A 当たり算出
	SP 土砂等運搬 標準,ハ ッ杓山積0.8m3(平積0.6m3),土砂(岩塊・玉石混り土含む),無し,2.0km以下			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0 豪雪補正:なし 基本給時間:8.0 深夜時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし 亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0 週休:月単位	
	1)土砂等発生現場 2)積込機種・規格 3)土質 4)DID区間の有無 5)運搬距離	標準 ハ ッ杓山積0.8m3(平積0.6m3) 土砂(岩塊・玉石混り土含む) 無し 2.0km以下				
	単 価		m3		644.5	
	*** S単 - 14号 ***					
SA0121	SP 土砂等運搬		m3		1,000 m3	歩A 当たり算出
	SP 土砂等運搬 標準,ハ ッ杓山積0.8m3(平積0.6m3),土砂(岩塊・玉石混り土含む),無し,4.0km以下			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0 豪雪補正:なし 基本給時間:8.0 深夜時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし 亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0 週休:月単位	
	1)土砂等発生現場 2)積込機種・規格 3)土質 4)DID区間の有無 5)運搬距離	標準 ハ ッ杓山積0.8m3(平積0.6m3) 土砂(岩塊・玉石混り土含む) 無し 4.0km以下				
	単 価		m3		878.9	
	*** S単 - 15号 ***					
SA0121	SP 土砂等運搬		m3		1,000 m3	歩A 当たり算出
	SP 土砂等運搬 標準,ハ ッ杓山積0.8m3(平積0.6m3),土砂(岩塊・玉石混り土含む),無し,5.5km以下			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0 豪雪補正:なし 基本給時間:8.0 深夜時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし 亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0 週休:月単位	
	1)土砂等発生現場 2)積込機種・規格 3)土質 4)DID区間の有無 5)運搬距離	標準 ハ ッ杓山積0.8m3(平積0.6m3) 土砂(岩塊・玉石混り土含む) 無し 5.5km以下				
	単 価		m3		1,055	
	*** S単 - 16号 ***					
SA0152	SP 法面整形		m <sup>2</sup>		1,000 m <sup>2</sup>	歩A 当たり算出
	SP 法面整形 盛土部,有り,無し,埴質土,砂及び砂質土,粘性土,なし			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0 豪雪補正:なし 基本給時間:8.0 深夜時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし 亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0 週休:月単位	
	1)整形箇所 2)法面締めめの有無	盛土部 有り				







令和7年度玉名横島海岸保全事業

潮遊池仮置土整備（菊池工区1他）工事

特別仕様書

九州農政局玉名横島海岸保全事業所

## 第1章 総則

令和7年度玉名横島海岸保全事業 潮遊池仮置土整備（菊池工区1他）工事の施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「土木工事共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）及び九州農政局農村振興部制定「九州農政局土木工事共通事項書」（URL：<https://www.maff.go.jp/kyusyu/seibibu/doboku/doboku.html>）に基づいて実施する。

なお、共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

## 第2章 工事内容

### 1. 目的

本工事は、玉名横島海岸保全事業に基づく菊池工区1、菊池工区2及び横島漁港工区の潮遊池仮置土整備及び堤防被覆を実施するものである。

### 2. 工事場所

熊本県玉名市横島町共栄地内及び大浜町大栄地内

### 3. 工事概要

本工事の概要は次のとおりである。

#### 【菊池工区1、菊池工区2、横島漁港工区】

(1) 潮遊池仮置土整備 1式

(2) 堤防被覆

鉄鋼スラグ被覆工  $A = 60,064 \text{ m}^2$

#### 【菊池工区1】

(1) 法面被覆

防草シート工  $A = 4,880 \text{ m}^2$

鉄鋼スラグ被覆工  $A = 44 \text{ m}^2$

### 4. 工事数量

別紙「工事数量表」のとおりである。

## 第3章 施工条件

### 1. 工期

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者等の確保などが図られる余裕期間と実工期を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期（工事開始日）及び終期を任意に設定できる。なお、受注者は、契約締結するまでの間に、様式1により、工事の始期及び終期を通知しなければならない。

ただし、受注者は、発注者が本工事の積算上の工期としている255日間よりも短い

期間を工期として設定しようとする場合には、落札決定後、速やかに様式1と併せて、休日を確保していることや適切な工程による工事であることを説明できる理由書及び工程表を提出しなければならない。

工事の始期までの余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。

全体工期：契約締結の日から令和9年2月10日（工事完了期限日）まで

※ 工事完了期限内における工期の変更については、受注者から変更理由が記載された書面での協議を行うこと。

## 2. CORINSへの登録

技術者の従事期間は、契約（変更の場合は、変更契約）工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意する。

## 3. 工事期間中の休業日

工事期間中の休業日としては、雨天・休日等93日を見込んでいる。

なお、休業日には、土曜日、日曜日、祝日、夏季休暇及び年末年始休暇を含んでいる。

## 4. 施工しない日

原則、土曜日及び日曜日、大型連休（5月3日～5月6日）、夏季休暇（8月13日～8月15日）、年末年始休暇（12月29日～1月3日）。

ただし、週休2日の取得に要する費用の計上の試行工事のうち週休2日の実施を取り組む工事については、提出する実施計画書によるものとする。

なお、上記の工事を施工しない日においてやむをえず施工が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

## 5. 施工しない時間帯

原則、平日の午後6時から午前8時まで。

なお、上記の工事を施工しない時間帯においてやむをえず施工が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

## 6. 現場技術員

本工事は、共通仕様書第1編1-1-10に規定している現場技術員を配置する。

氏名については、別に通知する。

## 第4章 現場条件

### 1. 土質

本工事場所の土質は、砂質土及び粘質土を想定している。

### 2. 関連工事

本工事に関連して次に示す工事を予定しているので、監督職員及び関連する工事責任者と十分連絡、打合せを行い、工事工程に支障が生じないように調整しなければならない。

玉名横島海岸保全事業

消波施設基礎設置（第二工区1-3）その他工事（仮称）

（施工予定時期 令和8年4月 ～ 令和8年10月）

令和7年度玉名横島海岸保全事業

堤防根固工（第二工区1他）工事（仮称）

（施工予定時期 令和8年5月 ～ 令和8年10月）

令和7年度玉名横島海岸保全事業

堤防補修（第二工区1他）その他工事（仮称）

（施工予定時期 令和8年6月 ～ 令和9年2月）

令和7年度玉名横島海岸保全事業

堤防整備（横島漁港工区他）その他工事（仮称）

（施工予定時期 令和8年5月 ～ 令和8年12月）

令和8年度玉名横島海岸保全事業

堤防補強（末広工区）工事（仮称）

（施工予定時期 令和8年5月 ～ 令和8年10月）

### 3. 隣接地に対する措置

- (1) 周辺農地では営農が行われているので、営農に支障がないよう配慮しなければならない。

### 4. 第三者に対する措置

#### (1) 現場搬入路等

- 1) 工事用資機材等の搬入搬出に使用する公道の利用に当たっては、交通規則を遵守するとともに一般の通行に支障をきたさないよう安全を確保するものとする。

なお、善良な道路使用にも関わらず路面等の補修が必要と思われる場合は監督職員と協議しなければならない。

また、受注者は運搬経路等を含む工事用機材計画を作成し監督職員に提出しなければならない。

- 2) 国道501号から工事場所へ至る搬入経路については、図面に示す経路とするが、これによりがたい場合は監督職員と協議するものとする。

なお、通行に当たっては朝の通学時間を避け、民家が隣接する箇所は徐行するとともに地元車両を優先し、十分に安全を確保できる速度で走行しなければならない。

## (2) 保安対策

1) 本工事に配置する交通誘導警備員は、原則として警備業法に定める警備員（指導教育責任者講習修了、指定講習または、基本教育及び業務別教育を受けた者）であって、専門的な知識・技能を有する者とする。

2) 交通誘導警備員の配置は、下表のとおりとするが、条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は設計図書に関して監督職員と協議するものとする。

また、交通誘導警備員は、関連工事と共用する場合があるので、関連工事の責任者と工程等について十分に調整しなければならない。

配置場所 (位置図明示)	交通誘導 警備員	編成	昼夜別	配置予定期間	交代要員の有無
交通誘導警備員 1 配置箇所	1 名/日	1 名	昼間	資材搬入時	無
交通誘導警備員 2 配置箇所	1 名/日	1 名	昼間	資材搬入時	無

## 5. 関係機関との調整

地元関係者との工事調整は発注者にて行っているが、詳細については地元関係者と打ち合わせるものとする。

## 第5章 指定仮設

### 1. 建設発生土受入地

#### (1) 建設発生土受入地

1) 建設発生土受入地は、図面に示す箇所とし、その名称、搬出予定量は次のとおりである。

名 称	所 在 地	搬出予定量	摘 要
建設発生土受入地	玉名市横島町共栄地内	2,200m <sup>3</sup>	土砂

## 第6章 工事用地等

工事用地及び工事施工上必要な用地は発注者で確保しているが、詳細は別に通知する。

## 第7章 工事用電力

本工事に使用する電力設備は、受注者の責任において準備しなければならない。

## 第8章 工事用材料

### 1. 規格及び品質

本工事で使用する主要材料の規格及び品質は、次のとおりである。

- (1) 鉄鋼スラグ路盤材 粒度 0~25mm 土壤環境基準・土壤汚染対策法基準内
- (2) 防草シート t=0.6mm 以上 引裂強度 135N 以上

### 2. 見本又は資料提出

主要材料及び次に示す工事材料は、使用前に試験成績書、見本、カタログ等を監督職員に提出して承諾を得なければならない。

なお、これ以外の材料についても監督職員が提出を指示する場合がある。

材 料 名	提 出 物
鉄鋼スラグ路盤材	試験成績書・カタログ
シート類	試験成績書・カタログ

## 第9章 施工

### 1. 一般事項

#### (1) 基準点

本工事の基準点及び水準点は、図面「位置図」に示す（基-2）、（基-3）、（基-4）を使用しなければならない。

#### (2) 中間技術検査

- 1) 発注者から低入札価格調査制度における調査対象工事として、中間技術検査を実施する旨、通知を受けた場合は従わなければならない。
- 2) 中間技術検査を受ける場合、あらかじめ監督職員から指示する出来形図及び出来形数量内訳書を作成し、監督職員へ提出しなければならない。
- 3) 契約図書により義務づけられた工事記録写真、出来形管理資料、出来形図及び工事報告書等の資料を整備し、中間技術検査を命ぜられた職員（以下「技術検査職員」という。）から提示を求められた場合は従わなければならない。
- 4) 技術検査職員から修補を求められた場合は従わなければならない。
- 5) 中間技術検査及び修補に要する費用は、受注者の負担とする。

#### (3) 施工一般

- 1) 本工事の基礎地盤は、非常に軟弱な地盤であることから、施工に当たっては十分留意し施工するものとする。

なお、施工途中において堤防及び周辺地盤に異常が認められた場合は、施工を中止して速やかに監督職員と協議しなければならない。

- 2) 監督職員の確認を受けた後、基礎地盤の沈下に起因して出来形（標高）に不足が

生じた場合は、その不足部分について受注者の責としない。

## 2. 再生資源等の利用

### (1) 建設資材廃棄物等の現場内利用

受注者は、本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物等について、本現場内で利用可能か検討し、その利用方法等について監督職員と協議しなければならない。

なお、分別の徹底及び、適切な保管を行うものとする。

## 3. 特定建設資材の分別解体等

本工事における特定建設資材の工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法は、次のとおりである。

工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法
	①仮設	仮設工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑥その他	その他 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

## 4. 土工

### (1) 掘削

1) 掘削により発生した土砂は、構造物等の埋戻しに流用するもののほかは全て建設発生土受入地へ搬出しなければならない。

2) 掘削に当たっては、法面の崩落に十分注意して施工しなければならない。

### (2) 盛土工

1) 盛土の施工に当たっては、特に軟弱地盤上に盛土する工事であり、法面の滑り等に十分注意して施工しなければならない。

2) 盛土施工に先立ち、使用材料による試験盛土を行い、撒き出し厚さ、転圧回数、転圧機種を決定し、施工に着手するものとする。

3) 構造物等の隣接箇所は、振動コンパクタ等の小型締固め機械により締め固めなければならない。

## 5. 堤防被覆（鉄鋼スラグ被覆工）

(1) 鉄鋼スラグ被覆工の施工に先立ち、路床部の不陸整正を施工条件に見合った機種で行わなければならない。

- (2) 路床面に軟弱土がある場合は取り除き、掘削土及び図に示す仮置土にて置き換えるものとする。
- (3) 鉄鋼スラグ路盤材は、材料搬入後1か月以内に使用しなければならない。
- (4) 鉄鋼スラグ被覆工は、一層仕上がり厚さが15cm以下となるよう均一に撒き出し、施工条件に見合った機種で敷均し転圧しなければならない。
- (5) 敷均しに当たっては、鉄鋼スラグ路盤材に十分な散水を行わなければならない。また、1か所に集中して散水してはならない。
- (6) 転圧に当たっては、散水しながら行わなければならない。
- (7) 鉄鋼スラグ被覆工の表面硬さの目標値は、山中式土壌硬度計による値が30mm以上とするものとする。
- (8) 施工後の養生期間は車両及び重機を走行させてはならない。また、初期段階において降雨が予想される場合は、周囲へ排水が流れないように対策を行わなければならない。
- (9) 施工及び養生する際の気温は5℃以上でなければならない。
- (10) 既設構造物等を損傷しないよう十分注意して施工しなければならない。  
 損傷した場合は受注者の責により復旧するものとし、予め影響が生じると判断される場合は、事前に監督職員と協議するものとする。

## 第10章 施工管理

### 1. 主任技術者等の資格

主任技術者等の資格は、入札説明書によるものとする。

### 2. 施工管理

#### (1) 施工管理の追加項目

施工管理基準に定めのない追加の項目とその管理基準等は、次による。

##### 1) 出来形管理

工種・区分	試験(測定)項目	管理基準値(mm)	(参考)規格値(mm)	測定基準
鉄鋼スラグ被覆工	厚さ (T)	⊕20、⊖0	⊖0	100mにつき1箇所割合で測定する。

##### 2) 品質管理

工種・区分	試験(測定)項目	管理基準値(mm)	(参考)規格値(mm)	測定基準
鉄鋼スラグ被覆工	表面の硬度	⊖0	⊖0	山中式硬度計により、100mにつき1箇所割合で測定する。

### 3. 工事写真における黒板情報の電子化について

黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の

電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、工事契約後に監督職員の承諾を得たうえで黑板情報の電子化を行うことができる。黑板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の（１）から（４）によりこれを実施するものとする。

（１）使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黑板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「機器等」という）は、「土木工事施工管理基準 別表第２ 撮影記録による出来形管理」（※）に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。

（２）機器等の導入

- １）黑板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。
- ２）受注者は、黑板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

（３）黑板情報の電子的記入に関する取扱い

- １）受注者は、（１）の機器等を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黑板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。
- ２）本工事の工事写真の取扱いは、「土木工事施工管理基準 別表第２ 撮影記録による出来形管理」（※）及び「電子化写真データの作成要領（案）」によるものとする。なお、上記１）に示す黑板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領（案）６ 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。
- ３）黑板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黑板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

（４）写真の納品

受注者は、（３）に示す黑板情報の電子化を行った写真を、工事完成時に発注者へ納品するものとする。

なお、受注者は納品時に URL（<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>）のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黑板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

（５）費用

機器等の導入に要する費用は、従来の黑板に代わるものであり、技術管理費の写真管理に要する費用に含まれる。

## 第 11 章 情報化施工技術の活用について

### 1. 適用

本工事は、「情報化施工技術の活用ガイドライン」（農林水産省農村振興局整備部設計課）に基づき、情報通信技術の活用により生産性及び施工品質の向上を図るため、受注者の発議により、土工に関する起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理等の施工管理及びデータ納品の全て又は一部において、情報化施工技術を活用する「情報化施工技術活用工事」の対象工事（受注者希望型）である。

## 2. 協議・報告

受注者は、情報化施工技術の活用を希望する場合は、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による変更施工計画書の提出を含む。）までに発注者へ協議を行い、協議が整った場合、実施内容等について施工計画書に記載するものとする。

なお、情報化施工技術の活用を希望しない場合は、その旨発注者に報告するものとする。

## 3. 使用する機器・ソフトウェア

情報化施工技術を活用するに当たり使用する機器及びソフトウェアは、受注者が調達すること。また、施工に必要な施工データは、受注者が作成するものとする。使用する機器、ソフトウェア及びファイル形式については、事前に監督職員と協議するものとする。

## 4. 貸与資料

基本設計データ及び3次元設計データの作成に必要な貸与資料は、下表のとおりである。このほか、必要な資料がある場合は、監督職員に報告し貸与を受けるものとする。

なお、貸与を受けた資料については、工事完成時までに監督職員へ返却しなければならない。

	貸与資料	備考
1	図面のCADデータ	

## 5. 確認及び検査

受注者は、監督職員が行う施工段階確認等や検査職員が行う完成検査等において、施工管理データが組み込まれた出来形管理用TS等光波方式等を準備しなければならない。

## 6. 電子納品

受注者は、情報化施工技術に係る資料について、「情報化施工技術の活用ガイドライン」に基づき、提出しなければならない。

## 7. 情報化施工技術の活用に必要な費用

- (1) 情報化施工技術の活用に必要な費用については設計変更の対象とし、「情報化施工技術の活用ガイドライン」に基づき計上することとする。

- (2) 受注者は、発注者から依頼する歩掛、経費等の見積書提出に協力しなければならない。また、発注者の指示により歩掛調査等の調査を実施する場合には協力しなければならない。

## 第12章 条件変更の補足説明

本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは、設計図書等に示されていない場合の施工条件の変更該当する主な事項は、次のとおりである。

1. 土質及び地質条件等による変更がある場合
2. 第三者との協議によるもの
3. 関連工事との調整により設計変更が生じた場合
4. 関係機関等との協議によるもの
5. 遠隔確認の試行を行う場合
6. 気象条件に伴い作業が生じた場合
7. その他

## 第13章 その他

### 1. 電子納品

工事完成図書を、共通仕様書第1編1-1-37に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

- ・工事完成図書の電子媒体（CD-R、DVD-R 又は BD-R） 正副2部

### 2. 部分払について

本工事の部分払は、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指すため、別添「出来高部分払方式実施要領」に基づき行うものとする。

### 3. 週休2日による施工

- (1) 本工事は、月単位の週休2日に取り組むことを前提として、労務費、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正した試行対象工事である。

受注者は、契約後、週単位又は月単位の週休2日の取組について工事着手前に選択し、選択結果について受注者と協議した上、週休2日による施工を行わなければならない。なお、受注者の責によらない現場条件・気象条件等により週休2日相当の確保が難しいことが想定される場合には監督職員と協議するものとする。

- (2) 週単位の週休2日とは、対象期間のすべての週において、1週間に2日間以上の現

場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、受注者自ら2日以上の現場閉所を行うことは可能とする。月単位の週休2日とは、対象期間において、すべての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

なお、ここでいう対象期間、現場閉所等の具体的な内容は次のとおりである。

- 1) 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏期休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。
  - 2) 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。
  - 3) 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。
- (3) 週休2日（4週8休以上）の実施の確認方法は、次によるものとする。
- 1) 受注者は、契約後、週単位又は月単位の週休2日の取組について工事着手前に選択し、週休2日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。
  - 2) 受注者は、週休2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。なお、週休2日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うものとする。
  - 3) 監督職員は、上記受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。
  - 4) 監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合や、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記2)の記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。
  - 5) 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。
- (4) 監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。
- (5) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正し設計変更を行うものとする。

1) 補正係数

	週単位の週休2日 〔現場閉所1週間に2日以上〕	月単位の週休2日 〔現場閉所率 28.5%（8日/28日）以上〕
労務費	1.02	1.02
共通仮設費（率分）	1.05	1.04

現場管理費（率分）	1.06	1.05
-----------	------	------

## 2) 補正方法

当初積算において月単位の週休2日の達成を前提とした補正係数を各経費に乘じている。なお、発注者は工事完成時に現場閉所の達成状況を確認後、達成状況に応じて、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき清算変更を行う。週単位の週休2日を達成した場合は、上記1)に示す週単位の補正係数による補正を行い増額変更し、月単位の週休2日を達成できない場合は補正を行わずに減額変更する。

また、提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、契約違反として「地方農政局工事成績等評定実施要領（模範例）の制定について」（平成15年2月19日付け14地第759号大臣官房地方課長通知。以下「工事成績要領」という。）別紙8（事業（務）所長用）に示す、「7.法廷遵守等」において、点数10点を減ずるものとする。

## (6) 週休2日制の促進

- 1) 本工事は、週休2日制工事の促進における履行実績取組証明書（以下「履行実績取組証明書」の発行を行う工事である。

## 4. 建設副産物の取扱に係る補足

### (1) 受領書の交付

受注者は、土砂を再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。

### (2) 再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等

受注者は、再生資源利用促進計画の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土砂の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壤汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。

また、確認結果は再生資源利用促進計画に添付するとともに、工事現場において公衆の見えやすい場所に掲げなければならない。

### (3) 建設発生土の運搬を行う者に対する通知

受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、再生資源利用促進計画に記載した事項（搬出先の名称及び所在地、搬出量）と「(2) 再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等」で行った確認結果を委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。

### (4) 建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等

受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認するとともに、

監督職員から請求があった場合は、受領書の写しを提出しなければならない。

5. 令和6年9月20日からの大雨の被災地域における被災農林漁家の就労機会の確保について

(1) 受注者は、工事の施工に当たっては、効率的な施工に配慮しつつ、被災地域における被災農林漁家の就労希望者を優先的に雇用するよう努めるものとする。なお、被災地域における被災農林漁家を雇用した場合は、月毎の被災農林漁家の雇用実績人数を提出すること。

(2) 発注者は、被災農林漁家の雇用実績を確認した場合は、工事成績評定別紙7に示す「6. 社会性等」に、次の評定項目を追加した上で最大7.5点を加点点評価する。ただし、工事成績評定の合計は100点を超えないものとする。

[事業（務）所長]

**【被災農林漁家の就労機会の確保】**

- 令和6年9月20日からの大雨の被災地域における被災農林漁家を雇用した。
- 令和6年9月20日からの大雨の被災地域における被災農林漁家を複数名又は長期に渡って雇用した。
- 令和6年9月20日からの大雨の被災地域における被災農林漁家を複数名、長期に渡って雇用した。

第14章 定めなき事項

この仕様書に定めない事項又は本工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

(様式1)

# 工期通知書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(分任) 支出負担行為担当官

〇〇 〇〇 様

住所

商号又は名称

氏名

印

次のとおり工期を定めたので通知します。

工 事 名	〇 〇 〇 〇 工 事
工 事 場 所	〇 〇 県 〇 〇 市 〇 〇
契約予定年月日	令和 年 月 日
工 事 の 始 期	令和 年 月 日
工 期	工 事 の 始 期 から (〇〇〇日間) 令和 年 月 日 まで

※契約の締結までに提出すること。

※契約書には本通知書により通知した工期（工事の始期及び終期）を記載する。

## 別添

### 出来高部分払方式実施要領

#### 1 目的

部分払における出来高部分払方式（以下「本方式」という。）は、受発注者が相互にコスト意識を持ち、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指すものである。

#### 2 対象工事

建設工事等契約事務取扱要領標準例（平成 12 年 11 月 15 日付け 12 経第 1772 号大臣官房経理課長通知）別表 1（第 3 条関係）に規定する建設工事契約に係る業種別区分表 1、13、14、17 及び 24 に属する工事のうち部局長が認めるもので工期が 180 日を超えるものに係るものとする。

#### 3 設計・積算

設計及び積算は、従来どおり実施するものとする。

#### 4 入札・契約

##### (1) 部分払の回数

① 本方式の実施に当たっては、受注者が工期の始期日以降出来高に応じて部分払の請求が可能のように、工事請負契約書第 38 条に必要事項を記入するものとする。なお、部分払請求については部分払請求の上限回数内で受注者が工種や工区の区切りなどにも留意しながら請求することができるものである。

② 工事請負契約書第 38 条第 1 項の部分払請求の上限回数について  
部分払請求の上限回数＝工期／90（端数は切捨てとする。）

③ 国庫債務負担行為（以下「国債」という。）に係る契約の工事請負契約書第 42 条第 3 項の部分払請求の上限回数について

各会計年度の部分払請求の上限回数＝各会計年度の工期／90（端数は切捨てとする。）

ただし、初年度においては年度末の部分払を考慮して、上記式で算定した上限回数が 4 になる場合を除き、上限回数に 1 を加える。

#### 5 前払金の扱い

工事請負契約書第 35 条に示されている前払金の支払については、以下によるものとする。

##### (1) 前払金の範囲

受注者は、請負代金額の 10 分の 4 以内の前払金の支払を請求することができるものとする。

※ 国債に係る契約の場合の請負代金額と前払金の支払請求時期については、工事請負契約書第 41 条によるものとする。

(2) 前払金の支払方法

本方式による場合は、以下の条項を用いるものとする。

工事請負契約書

(前金払)

第 35 条 受注者は、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第 2 条第 5 項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の 10 分の 4 以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。

2 受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

3 発注者は、第 1 項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から 14 日以内に前払金を支払わなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、第 1 項の規定により請求された前払金額が請負代金額の 10 分の 2 に相当する額を超えるときは、発注者は、当該請求を受けた日から 14 日以内に請負代金額の 10 分の 2 に相当する額の前払金を支払うものとする。

5 受注者は、前項の規定により前払金の支払がされた場合において、第 1 項の規定により請求した前払金額から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の前払金の支払を受けるための請求をしようとするときは、あらかじめ、工事の進捗額が請負代金額の 10 分の 2 以上であることについて、発注者又は発注者の指定する者の認定を受ける、若しくは、工期が 121 日以上（ただし、工期 270 日以下の工事については、61 日以上）経過していなければならない。この場合において、発注者又は発注者の指定する者は、受注者の請求があったときは、直ちに認定を行い、当該認定の結果を受注者に通知しなければならない。ただし、工事着手時において、第 20 条による工事の中止がある場合には、中止期間は除いて経過日数を算定するものとする。

6 発注者は、前項の認定の結果を受注者に通知した以降、同項の規定による前払金の払を受けるための請求があったときは、請求を受けた日から 14 日以内に第 1 項の規定により請求を受けた前払金額から支払済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の前払金を支払わなければならない。

7 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金の 10 分の 4 から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払を請求することができる。この場合においては、第

3項から第6項までの規定を準用する。

- 8 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金の10分の5を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。ただし、本項の期間内に第38条又は第39条の規定による支払をしようとするときは、発注者は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。
- 9 前項の期間内で前払金の超過額を返還する前にさらに請負代金額を増額した場合において、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額以上であるときは、受注者は、その超過額を返還しないものとし、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額未満の額であるときは、受注者は、受領済みの前払金の額からその増額後の請負代金額の10分の5の額を差し引いた額を返還しなければならない。
- 10 発注者は、受注者が第8項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。）第8条第1項の規定により決定された率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

※ 国債に係る契約の場合、第41条第1項文末に下記条文を追加する。

「また、第35条第5項の（ ）内の「工期270日以下の工事」は「国債に係る契約の初年度と最終年度で当該年度の工期が180日以下の工事及び国債に係る契約の中間年度の工事」に読み替えるものとする。」

（保証契約の変更）

- 第36条 受注者は、前条第7項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。
- 2 受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。
  - 3 受注者は、第1項又は前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。
  - 4 受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(3) その他

前払金の請求及び要件具備の認定様式は、別紙1～4を参考として実施するも

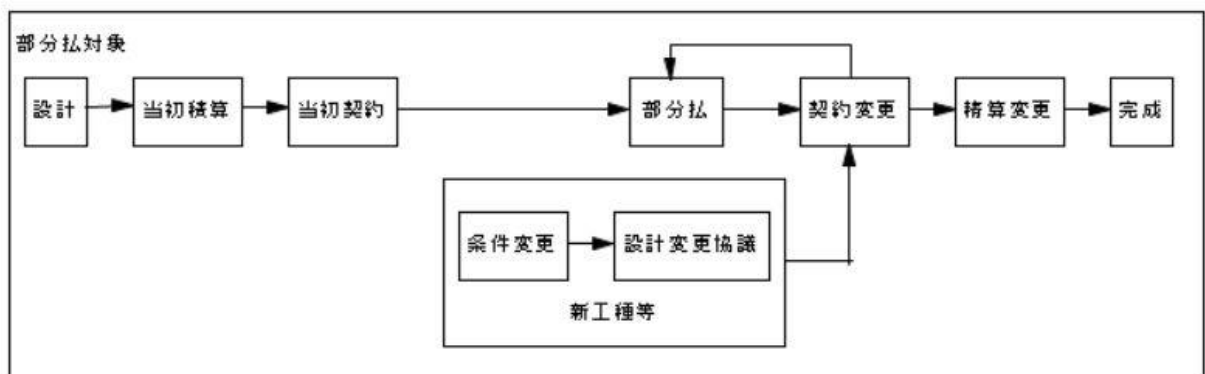
のとする。

## 6 部分払

### (1) 部分払の対象

部分払の対象は、工事請負契約書第 38 条第 1 項により行うものとする。

なお、新工種に係る部分及び変更減が予定されている部分については、変更契約により当該工種の追加・変更がされるまではその部分を部分払の対象とすることができない。この場合、部分払の対象とする部分に限定して数量等を確認し契約変更を行うなど、手続の簡素化を図るものとする。



### (2) 工事出来高報告書等の作成（請負代金相当額の算出）

工事出来高報告書等の作成は、従来どおりの手続により実施するものとする。

## 7 設計変更協議及び契約変更

設計変更協議及び契約変更に係る手続等は従来どおりとするものとする。

## 8 監督

監督業務は、従来どおり実施するものとする。

## 9 検査

### (1) 検査職員

検査を行う職員（以下「検査職員」という。）の任命は従来どおりとする。ただし、同一工事における各検査（既済部分、完成、中間技術）（以下「各検査」という。）の検査職員の任命に当たっては、検査の重複を極力避けるため、できる限り同一の検査職員を任命するものとする。

### (2) 検査の実施

#### ① 既済部分検査

既済部分検査前に実施された各検査で確認した内容については、検査対象としないものとする。

なお、検査の実施に当たっては、中間前金払及び既済部分払等の手続の簡素

化・迅速化について（平成10年12月11日付け10経第1984号大臣官房経理課長通知）等に基づき行われているところであるが、既済部分検査の迅速化・効率化の観点から、以下の事項について改めて徹底を図るものとする。

- ・ 検査を実施する際には、工事請負契約書及び設計図書のいずれにも準備の必要の根拠を持たない必要以上の関連資料の準備を求めないものとする。
- ・ 既済部分検査等を実施済みの工事目的物の部分については、工事の完成を確認するための検査を、当該既済部分検査後の変状を目視により確認すること等により行うことができるものとする。
- ・ 既済部分検査等に際しては、現場の清掃、片付け等の実施を受注者に求めないものとする。なお、これらの措置は、障害物の存在等により検査の実施に支障が生じる場合に、障害物の移動等を適宜求めることを妨げるものではないものとする。
- ・ 既済部分検査等の対象資料として準備を求めるもののうち、別途定めるものについては、当該対象資料の準備が検査の実施日までに困難な場合等には、代替する方法をもって検査を行うことができるものとする。
- ・ 既済部分検査等においては、検査当日中に写真による確認を行う必要のある場合を除き、完成写真部分の提出は後日とすることができることとする。この場合、完成写真に代わる完成状況の確認は現場での目視等によって行うこととする。
- ・ 既済部分検査等においては、工事写真についてネガ等原本の整備状況や提出対象とするもの以外の写真の整理状況を問わないものとする。
- ・ 品質管理写真について、公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合は、撮影を省略するものとする。
- ・ 監督職員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略するものとする。

## ② 完成検査

従来どおりの方法により実施するものとする。

## ③ 中間技術検査

中間技術検査を実施する場合は、従来どおりの方法により実施するものとする。

なお、この技術検査の時期に合わせて既済部分検査を行うことにより効率化が図られる。

別紙 1

令和 年 月 日

官署支出官等 殿

受注者

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

前 払 金 請 求 書

¥

ただし、令和〇年度 ○〇〇〇〇工事

請負代金額 ¥

に対する前払金

上記のとおり請求します。

なお、受領の方法については、工事請負契約書第 35 条第 4 項及び第 6 項の規定に基づき受領いたします。

※ 別紙 2 は 2 割を超える場合に本前払金請求書とともに提出すること。

別紙 3 については、本工事の進捗額が請負代金額の 10 分の 2 以上であること又は工期 121 日以上経過（ただし、単年度工事の工期が 270 日以下の場合、国債工事の初年度と最終年度で当該年度の工期が 180 日以下の場合及び国債工事の中間年度の場合については、工期が 61 日以上経過）していることについて、発注者又は発注者の指定する者の認定を受け、認定通知書を受領した後、直ちに発注者に提出すること。

※ 前払金請求書（全体請求書 40%以内）は契約原本として保管。別紙 2 及び 3 は、支払に使用。

※ 前払金保証書は 1 回作成する。（2 回作成する必要はない。）

別紙2 (4割以内の前払金請求書とともに提出)

令和 年 月 日

官署支出官等 殿

受注者

住 所

商号又は名称

代表者氏名

前 払 金 請 求 書 (I)

¥

(工事請負契約書第35条第4項の請求金額)

ただし、令和〇年度 ○〇〇〇〇工事

請負代金額 ¥

に対する前払金

指定振込銀行	預金種別	口座番号
ふりがな		
口座名義		

別紙 3 (出来高認定書受理後に提出)

令和 年 月 日

官署支出官等 殿

受注者

住 所

商号又は名称

代表者氏名

前 払 金 請 求 書 (Ⅱ)

¥

(工事請負契約書第 35 条第 6 項の請求金額)

ただし、令和〇年度 ○〇〇〇〇工事

1. 請 負 代 金 額 ¥

2. 前払金請求額 ¥

3. 受領済前払金額 ¥

4. 未受領前払金額 ¥

指定振込銀行	預金種別	口座番号
ふりがな		
口座名義		

別紙 4

令和 年 月 日

契約担当官等 殿

受注者

住 所

商号又は名称

代表者氏名

出 来 高

認 定 請 求 書

工 事 期 間

1. 工 事 名 令和○年度 ○○○○○工事
2. 工 事 場 所
3. 請負代金額 ¥
4. 工 期 年 月 日から 年 月 日まで

上記の工事について、工事請負契約書第 35 条第 5 項の要件を具備しておりますので、認定されるよう請求します。

(注意) 出来高認定資料 (出来高報告書、履行報告書等) を添付すること。(請負代金額の 10 分の 2 以上の場合)

工事工程表を添付すること。(工期 121 日以上経過 (ただし、単年度工事の工期が 270 日以下の場合、国債工事の初年度と最終年度で当該年度の工期が 180 日以下の場合及び国債工事の中間年度の場合については、工期が 61 日以上経過) の場合)

-----

認 定 通 知 書

上記工事について認定したので通知する。

令和 年 月 日

受注者 殿

(契約担当官等の官職氏名)

令和7年度

玉名横島海岸保全事業

潮遊池仮置土整備工（菊池工区1他）工事

工 事 数 量 表  
【当初】

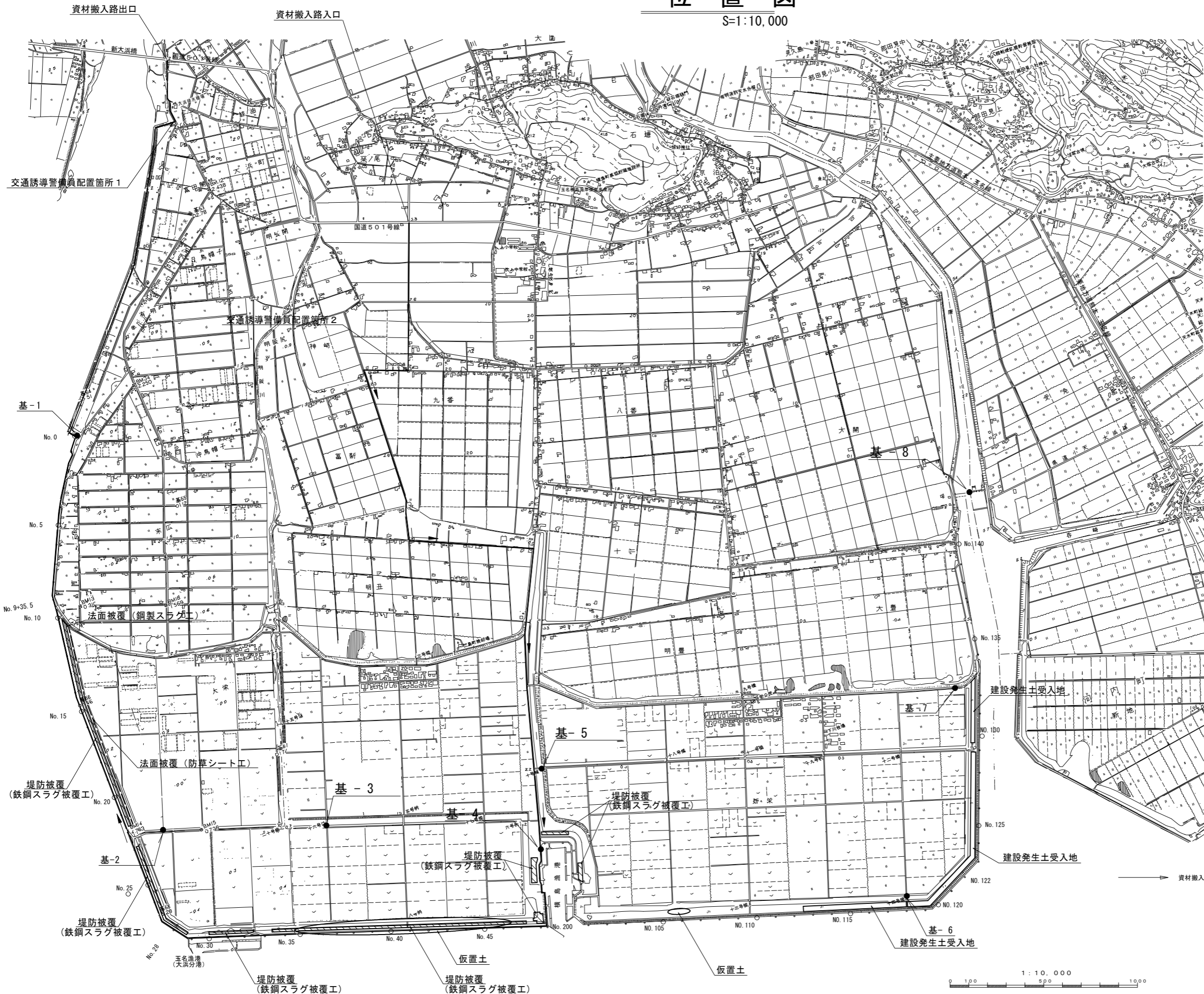
## 工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
1. 土工				
(1)掘削工				
掘削	土砂	m <sup>3</sup>	4,250	
(2)盛土工				
流用土盛土	土砂	m <sup>3</sup>	7,670	
(3)土砂等運搬				
掘削土運搬		m <sup>3</sup>	1,390	
仮置土運搬		m <sup>3</sup>	5,470	
(4)作業残土処理工				
作業残土処理	建設発生土受入地	m <sup>3</sup>	2,200	
2. 堤防被覆				
(1)鉄鋼スラグ被覆工				
鉄鋼スラグ被覆工	t=10cm	m <sup>2</sup>	60,064	
3. 法面被覆				
(1)法面被覆工				
法面整形工	盛土部	m <sup>2</sup>	3,820	
防草シート工	不織布長繊維系, 目付量 240g/m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	4,880	
鉄鋼スラグ被覆工	t=10cm	m <sup>2</sup>	44	
4. 仮設工				
(1)安全費				
交通誘導警備員		人	170	



# 位置図

S=1:10,000

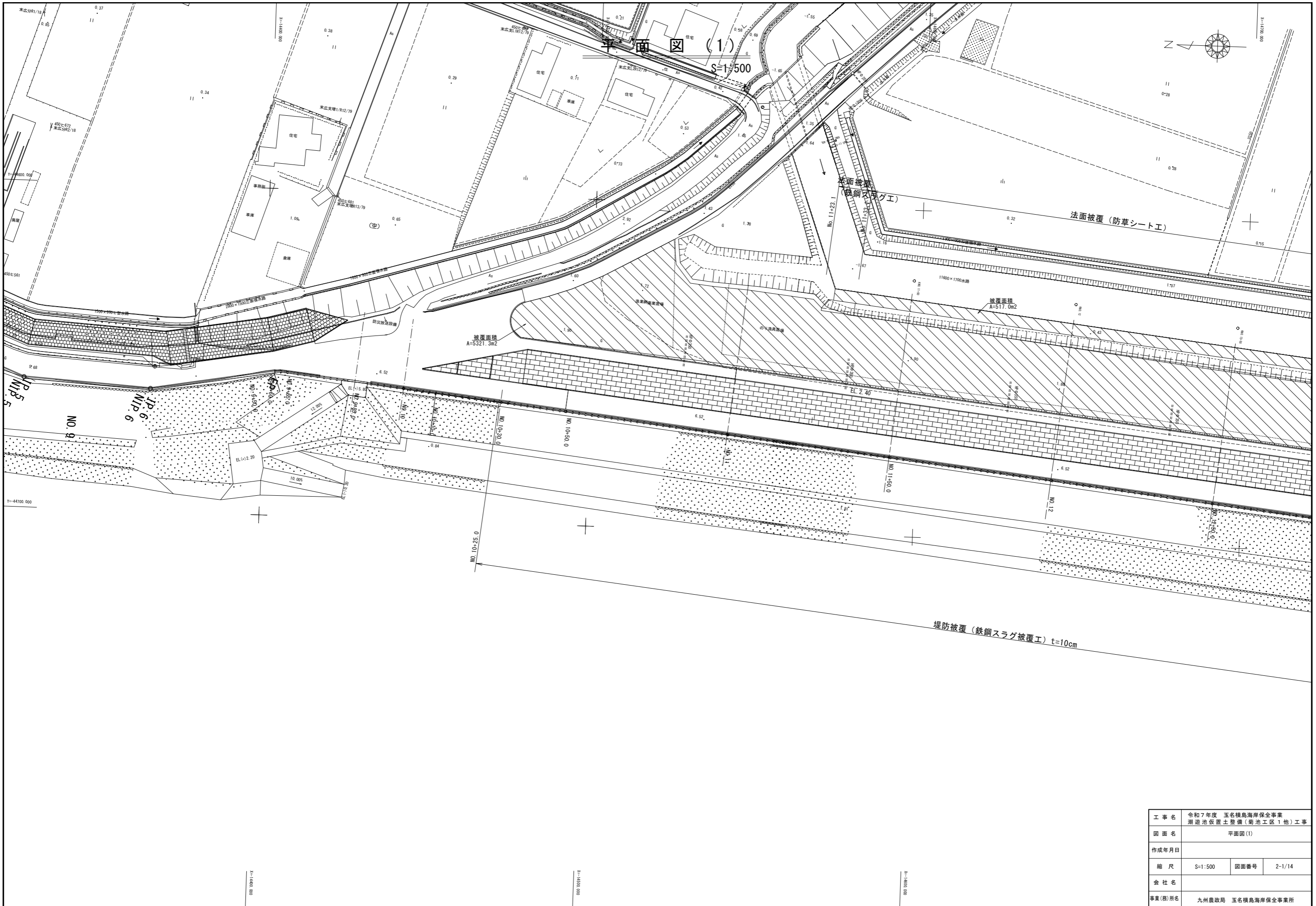


基準点座標一覧表 (R5成果 世界測地系)

測点名	X	Y	標高 (※日本測地系)
基-1	-13,555.539	-44,245.394	+ 5.174
基-2	-15,694.198	-44,489.474	- 0.227
基-3	-15,963.152	-43,648.964	+ 1.224
基-4	-16,472.371	-42,612.774	+ 6.261
基-5	-16,043.798	-42,448.918	+ 1.235
基-6	-17,310.159	-40,830.866	+ 0.333
基-7	-16,344.334	-40,187.381	+ 5.600
基-8	-15,382.165	-39,831.841	+ 6.354

(注) 座標は世界測地系 (測地成果2000以降)  
標高は日本測地系 (測地成果2000以前)

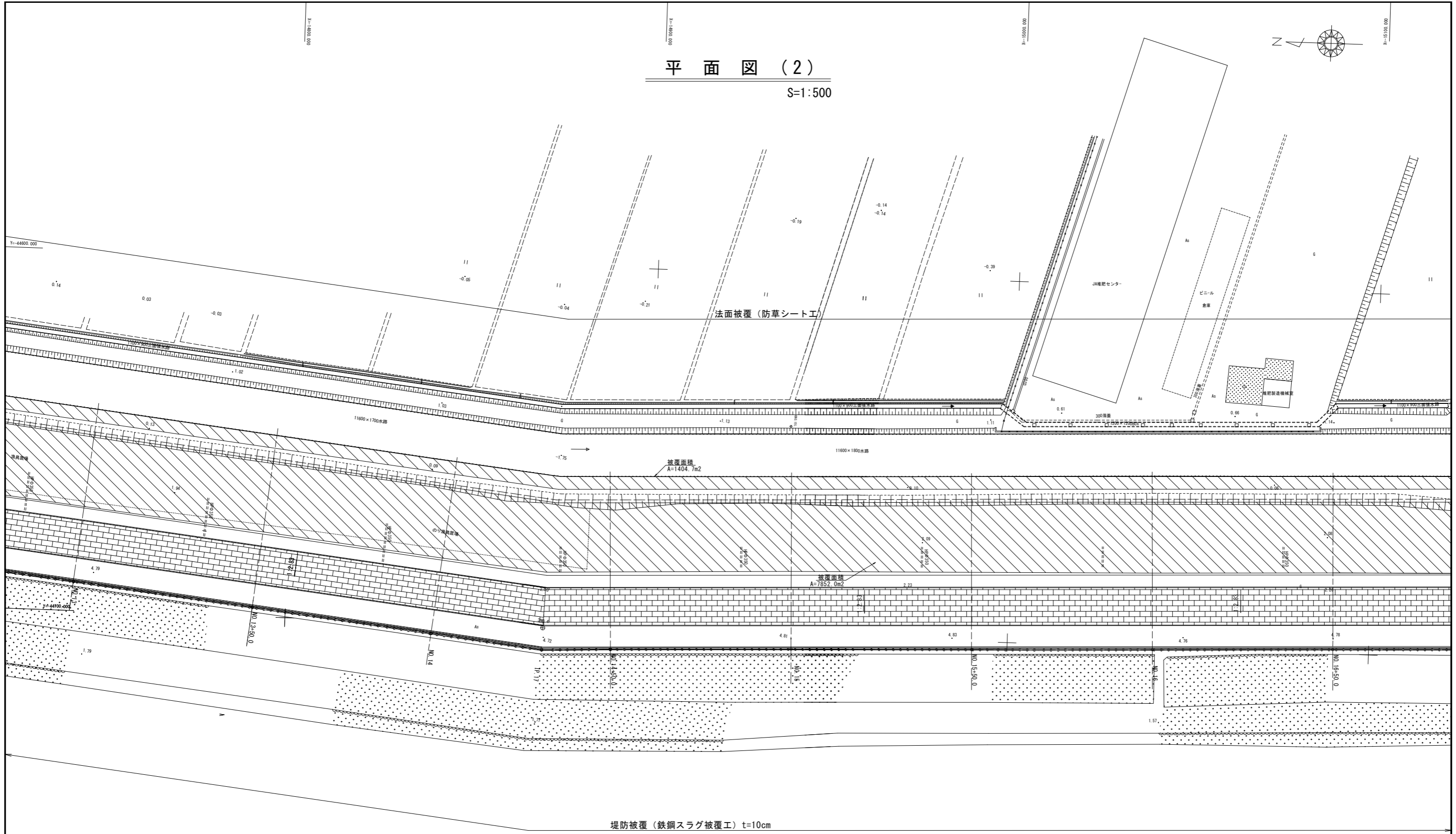
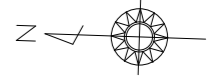
工事名	令和7年度 玉名横島海岸保全事業 潮遊池仮置土整備 (菊池工区1他) 工事		
図面名	位置図		
年月日			
尺度	1:10,000	図面番号	1
会社名			
事業所名	九州農政局 玉名横島海岸保全事業所		



工事名	令和7年度 玉名横島海岸保全事業 潮遊池仮置土整備(菊池工区1他)工事		
図面名	平面図(1)		
作成年月日			
縮尺	S=1:500	図面番号	2-1/14
会社名			
事業(務)所名	九州農政局 玉名横島海岸保全事業所		

# 平面図 (2)

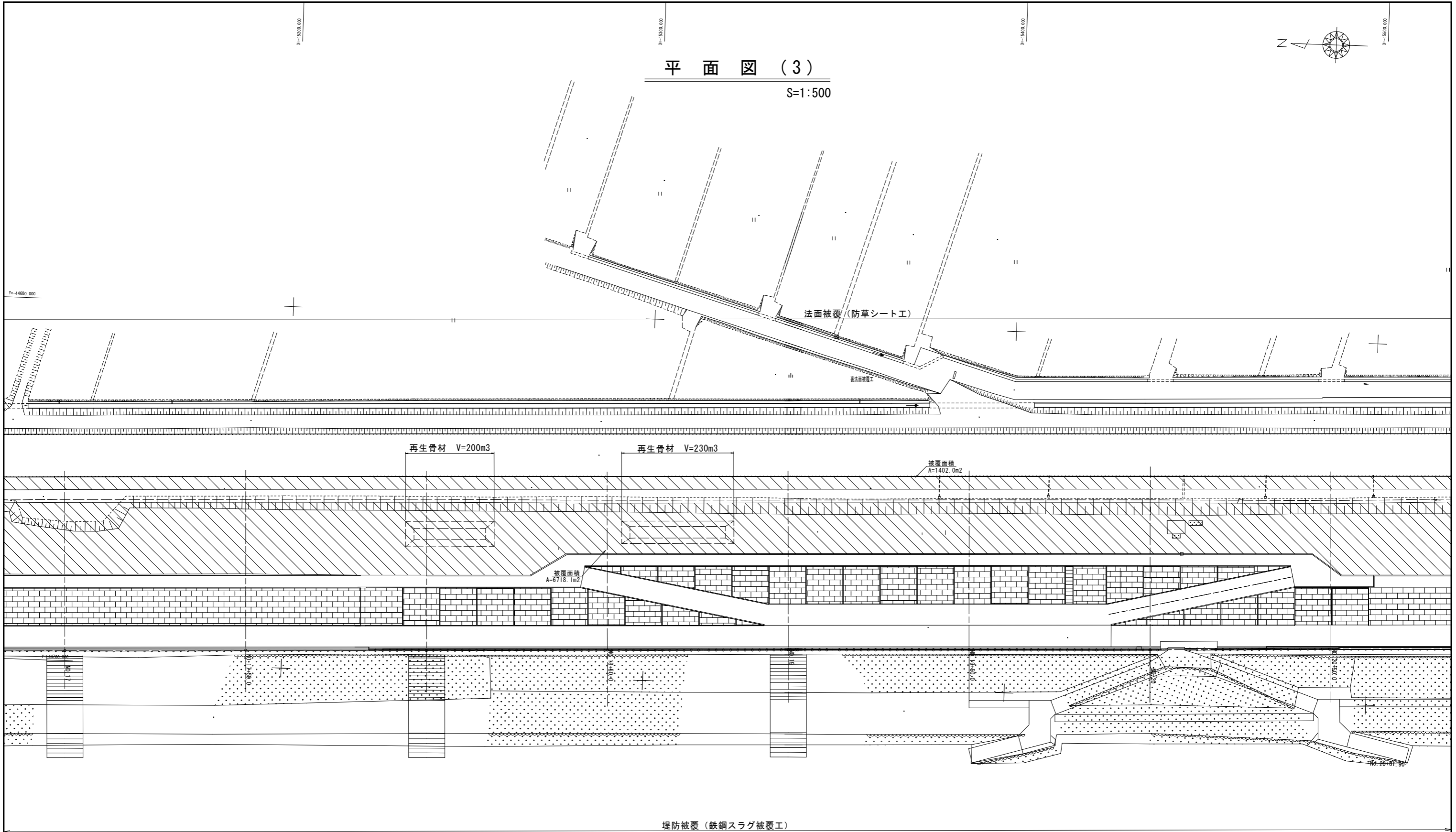
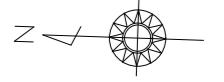
S=1:500



工事名	令和7年度 玉名横島海岸保全事業 潮遊池仮置土整備 (菊池工区1他) 工事		
図面名	平面図 (2)		
作成年月日			
縮尺	S=1:500	図面番号	2-2/14
会社名			
事業(務)所名	九州農政局 玉名横島海岸保全事業所		

平面図 (3)

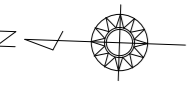
S=1:500



堤防被覆 (鉄鋼スラグ被覆工)

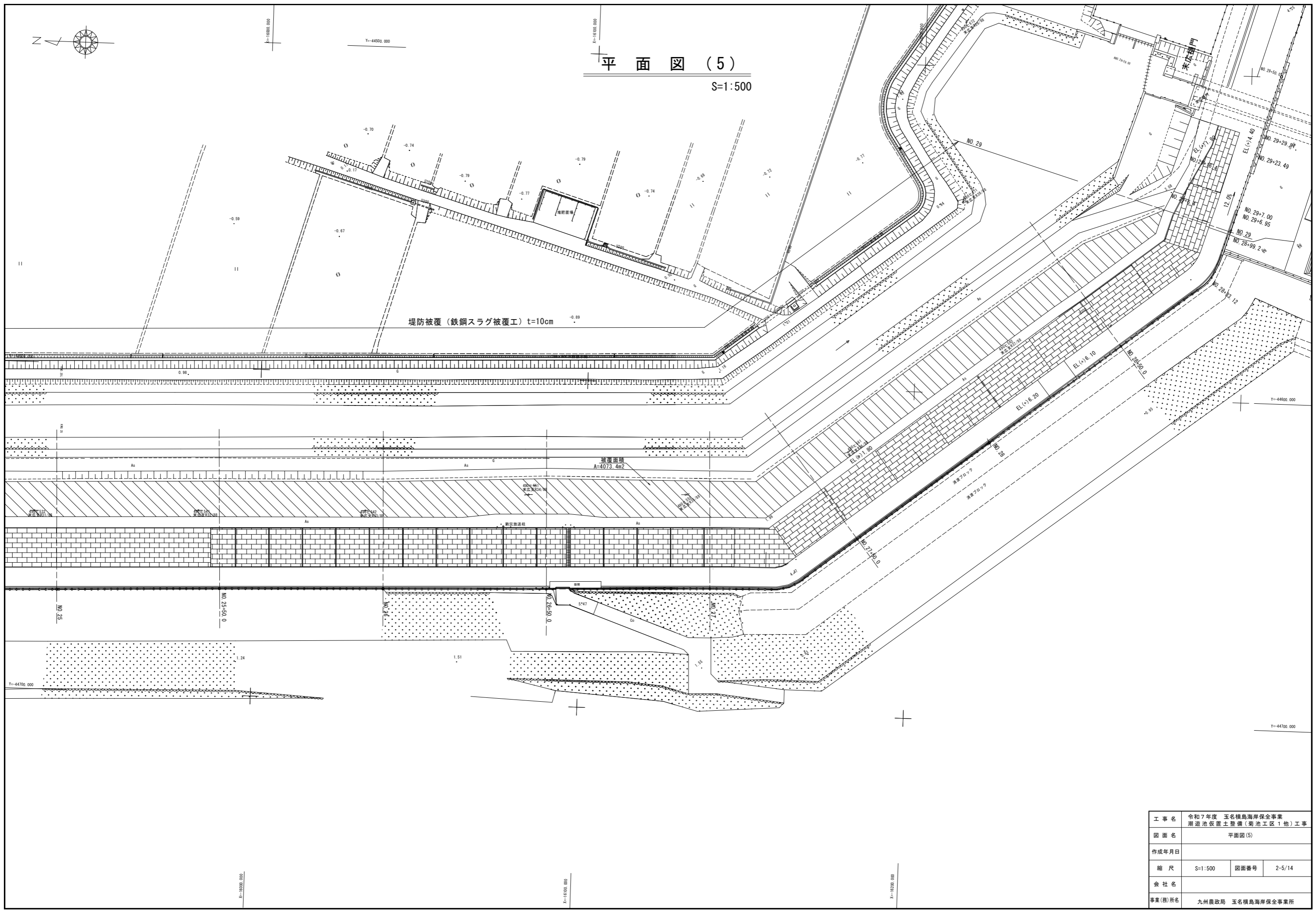
工事名	令和7年度 玉名横島海岸保全事業 湖遊池仮置土整備 (菊池工区1他) 工事		
図面名	平面図 (3)		
作成年月日			
縮尺	S=1:500	図面番号	2-3/14
会社名			
事業(務)所名	九州農政局 玉名横島海岸保全事業所		





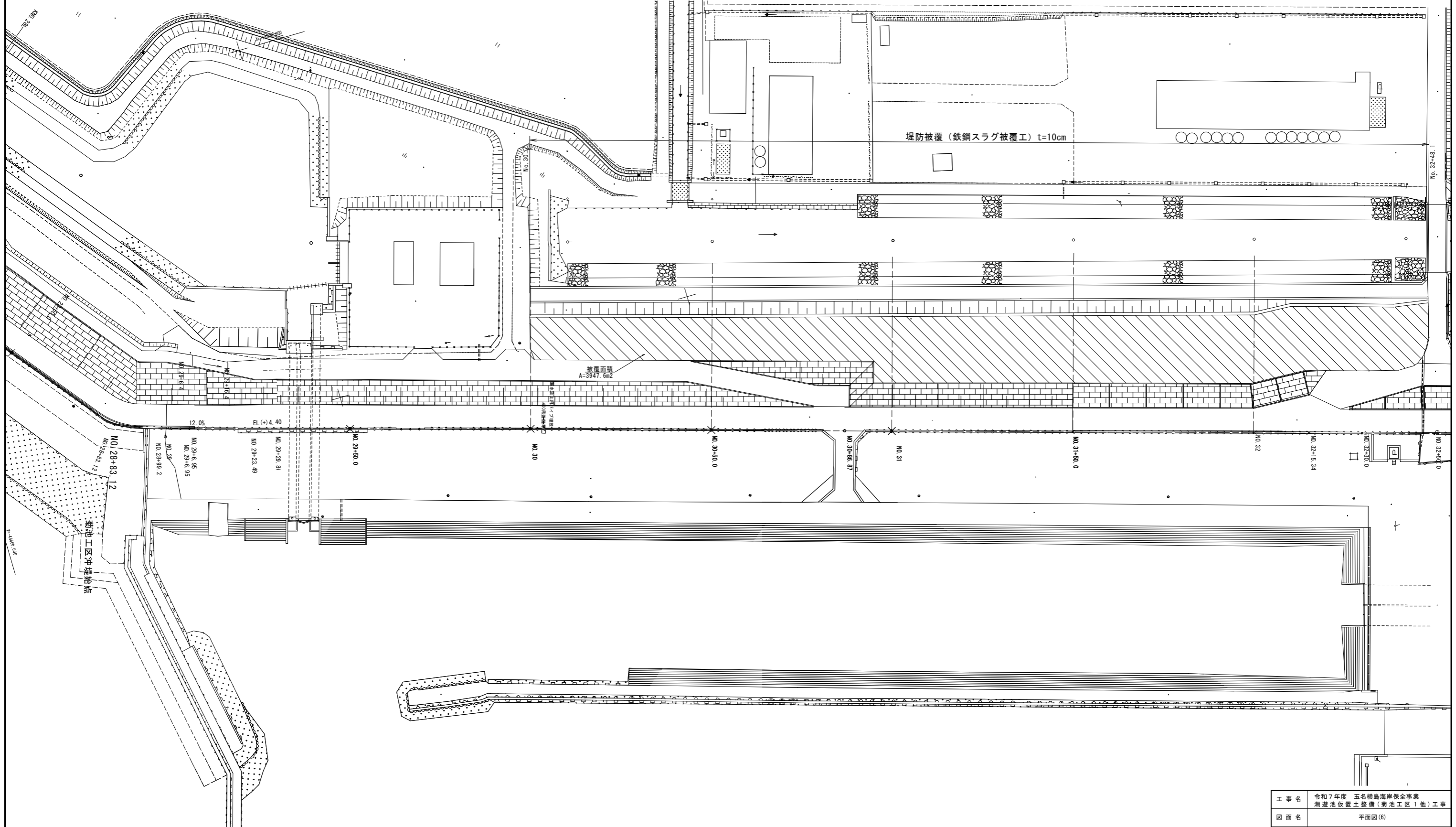
# 平面図 (5)

S=1:500



# 平面図 (6)

S=1:500

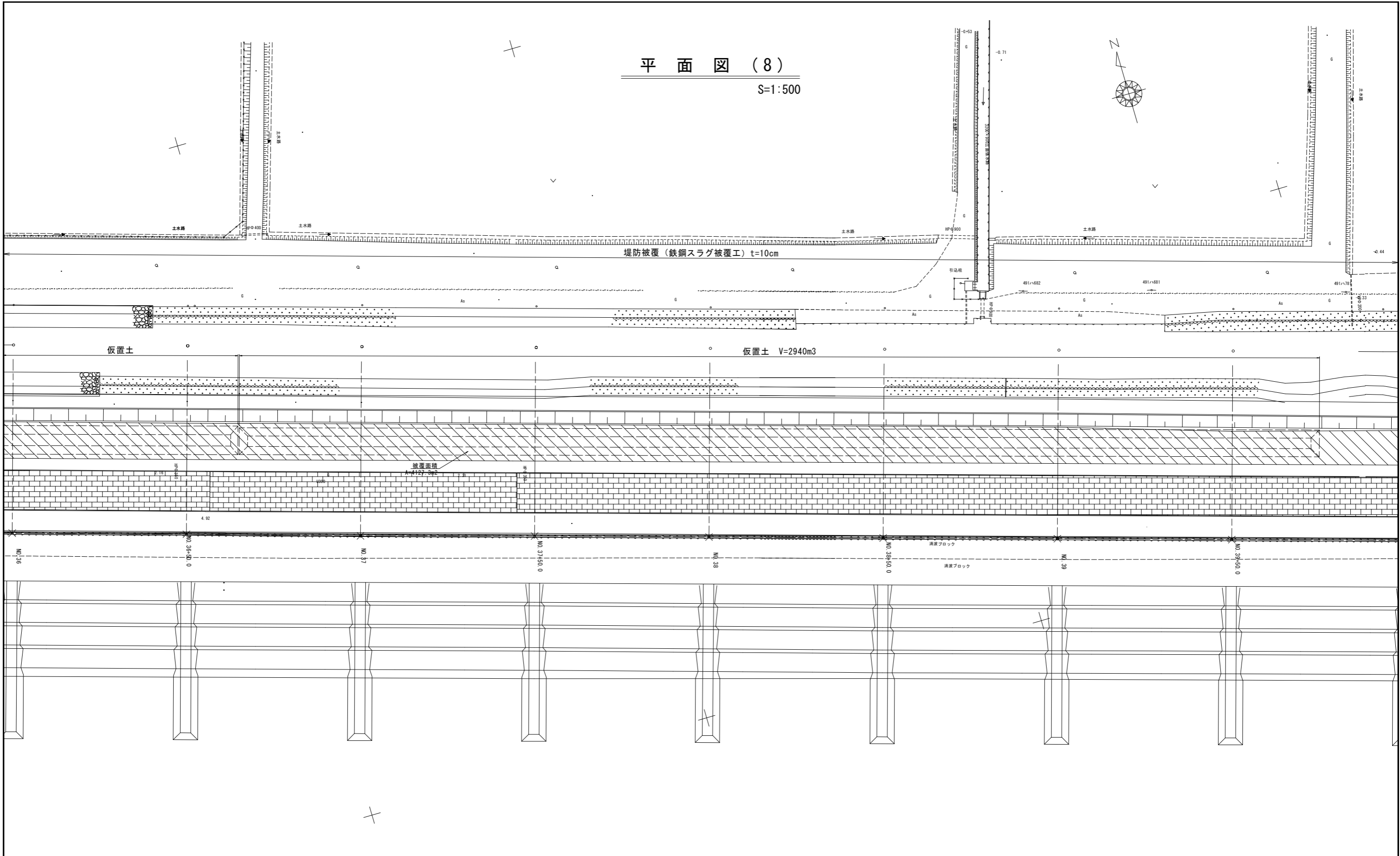


工事名	令和7年度 玉名横島海岸保全事業 潮遊池仮置土整備(菊池工区1他)工事		
図面名	平面図(6)		
作成年月日			
縮尺	S=1:500	図面番号	2-6/14
会社名			
事業(務)所名	九州農政局 玉名横島海岸保全事業所		



# 平面図 (8)

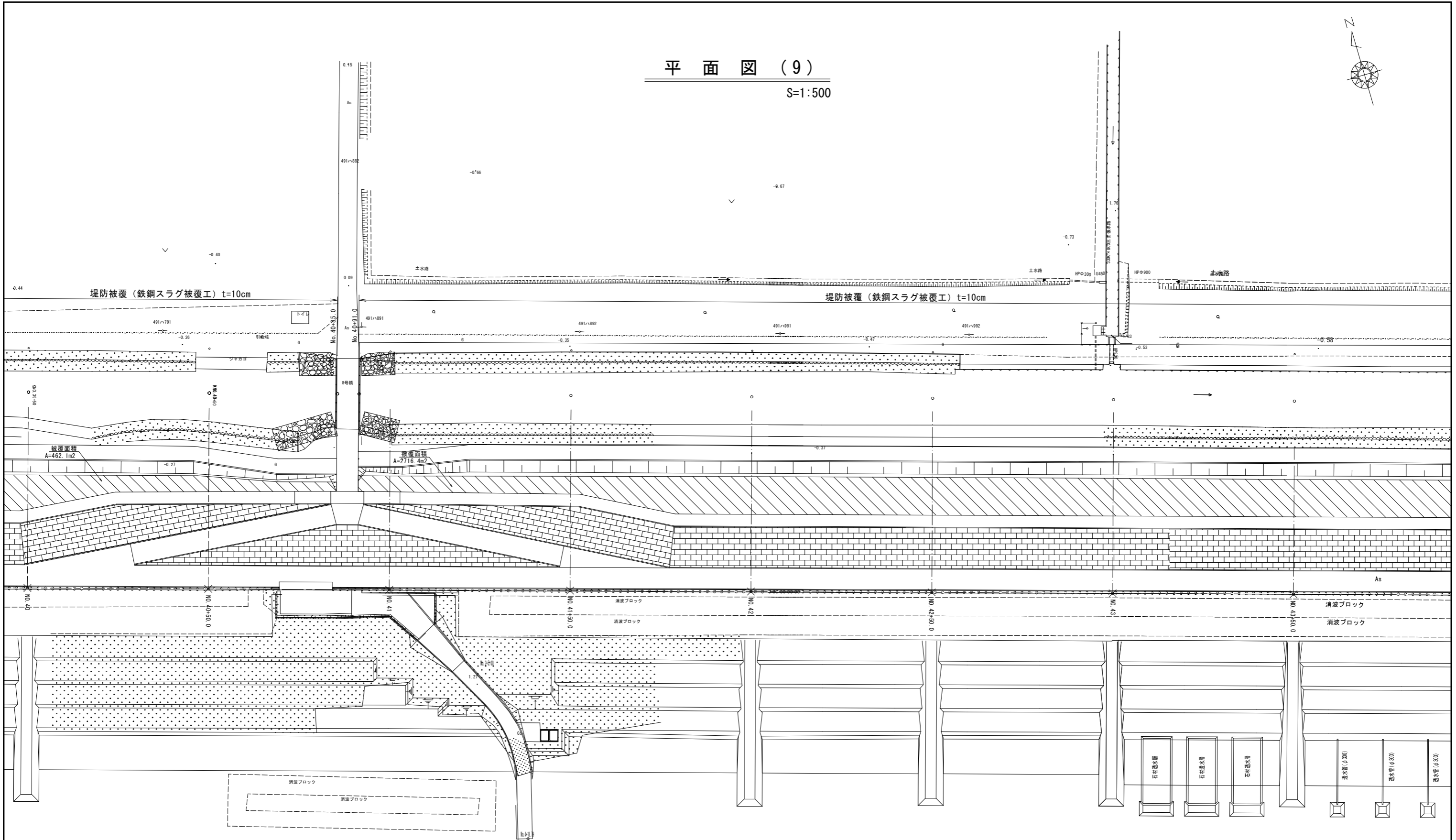
S=1:500



工事名	令和7年度 玉名横島海岸保全事業 潮遊池仮置土整備(菊池工区1他)工事		
図面名	平面図(8)		
作成年月日			
縮尺	S=1:500	図面番号	2-8/14
会社名			
事業(務)所名	九州農政局 玉名横島海岸保全事業所		

# 平面図 (9)

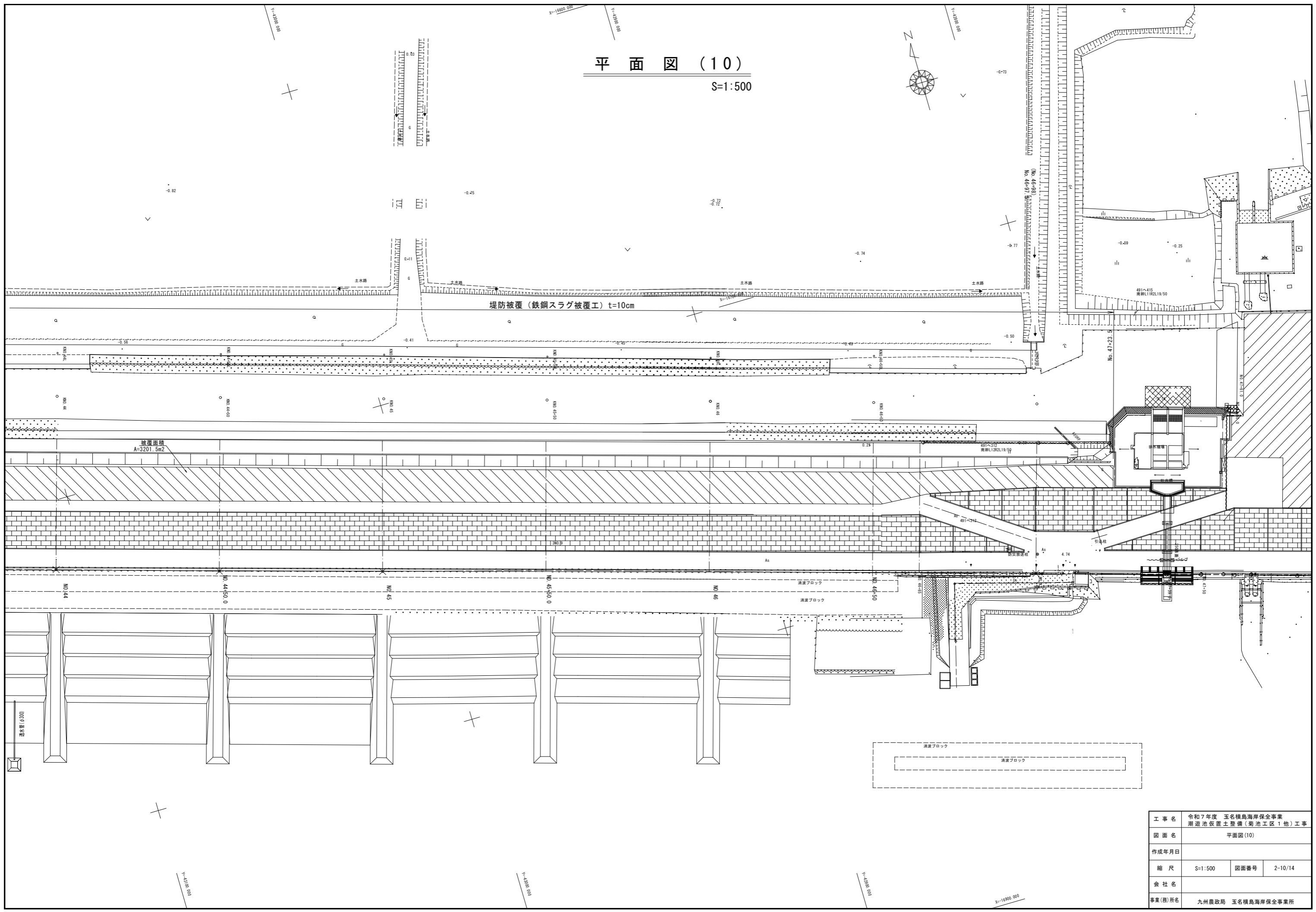
S=1:500



工事名	令和7年度 玉名横島海岸保全事業 潮遊池仮置土整備(菊池工区1他)工事		
図面名	平面図(9)		
作成年月日			
縮尺	S=1:500	図面番号	2-9/14
会社名			
事業(務)所名	九州農政局 玉名横島海岸保全事業所		

# 平面図 (10)

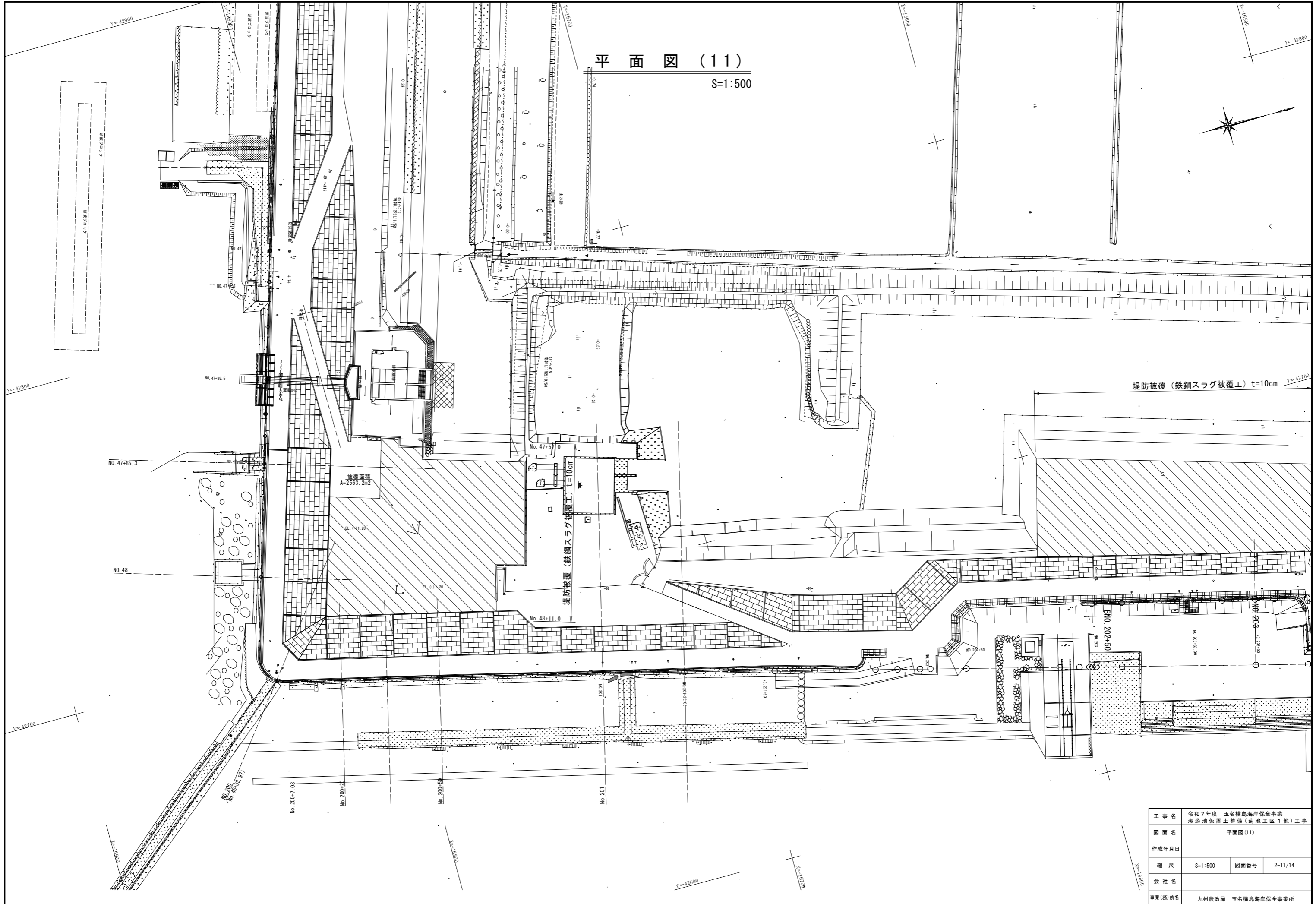
S=1:500



工事名	令和7年度 玉名横島海岸保全事業 潮遊池仮置土整備(菊池工区1他)工事		
図面名	平面図(10)		
作成年月日			
縮尺	S=1:500	図面番号	2-10/14
会社名			
事業(務)所名	九州農政局 玉名横島海岸保全事業所		

平面図 (11)

S:1:500



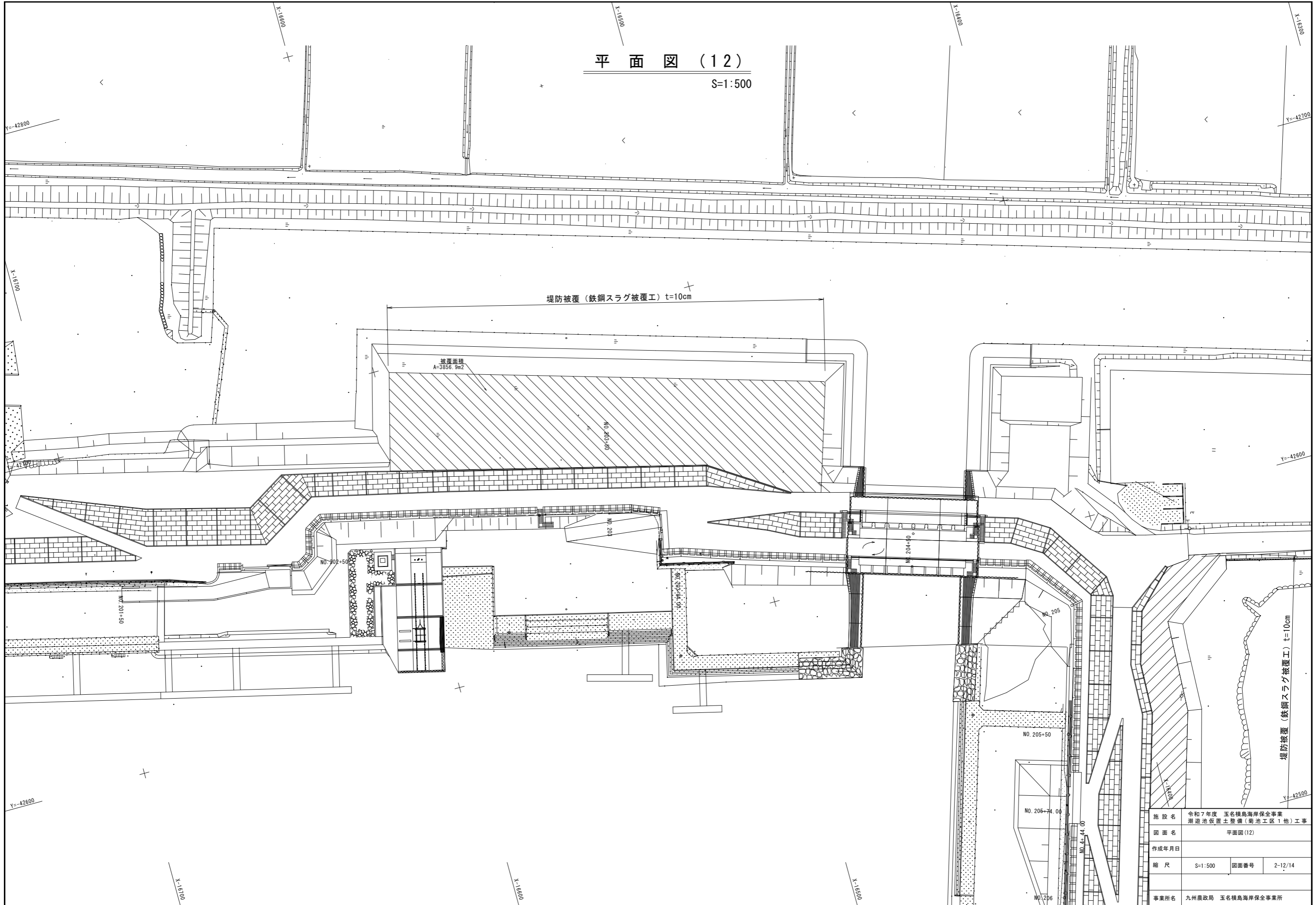
斜面面積  
A=2563.2m<sup>2</sup>

堤防被覆 (鉄鋼スラグ被覆工) t=10cm

工事名	令和7年度 玉名横島海岸保全事業 潮遊池仮置土整備 (菊池工区1他) 工事		
図面名	平面図 (11)		
作成年月日			
縮尺	S:1:500	図面番号	2-11/14
会社名			
事業(務)所名	九州農政局 玉名横島海岸保全事業所		

平面図 (12)

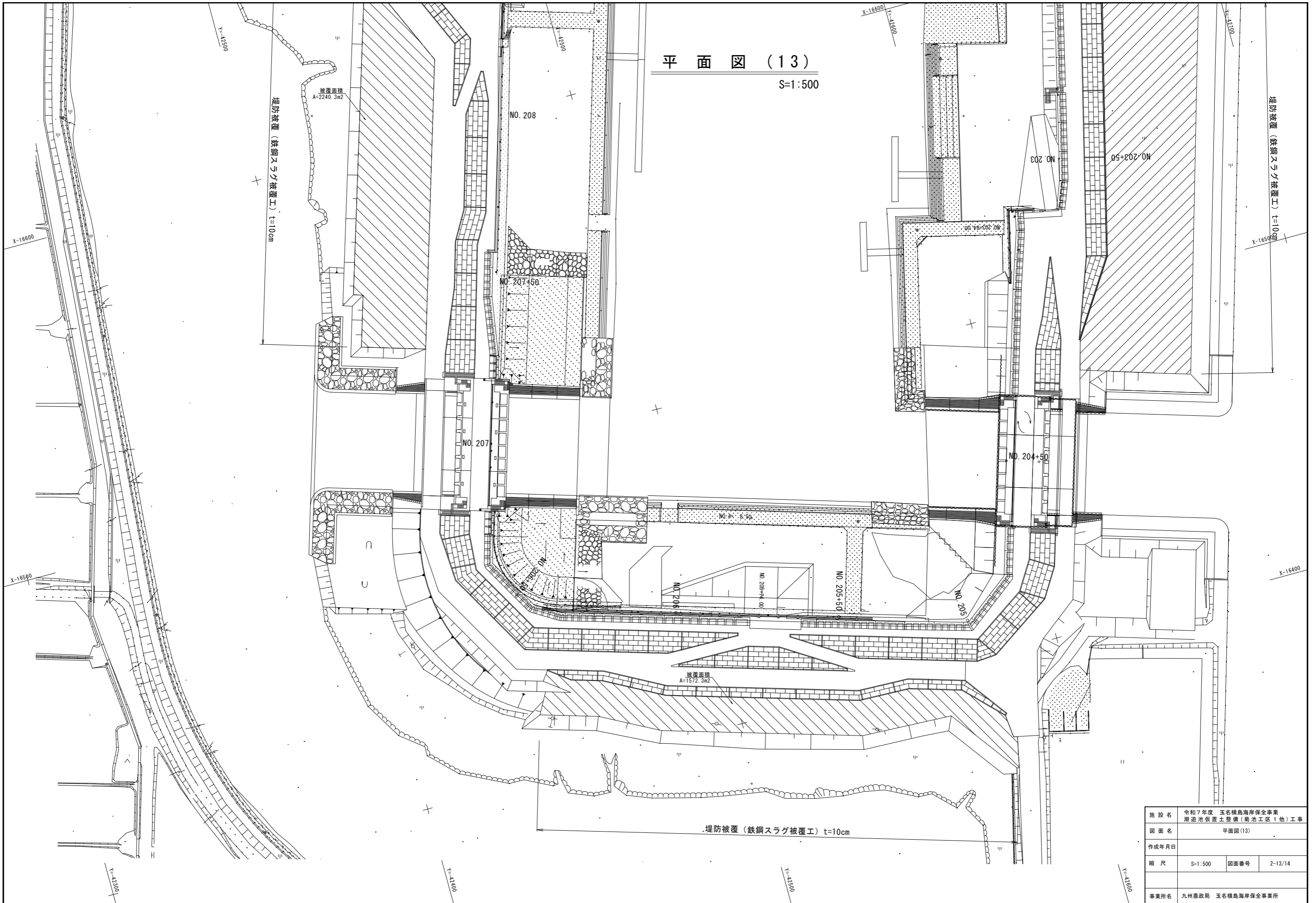
S=1:500



施設名	令和7年度 玉名横島海岸保全事業		
図面名	湖遊池仮置土整備 (菊池工区1他) 工事		
作成年月日	平面図(12)		
縮尺	S=1:500	図面番号	2-12/14
事業所名	九州農政局 玉名横島海岸保全事業所		

平面図 (13)

S=1:500



被覆面積  
A=2240.3m<sup>2</sup>  
堤防被覆 (鉄鋼スラグ被覆工) t=10cm

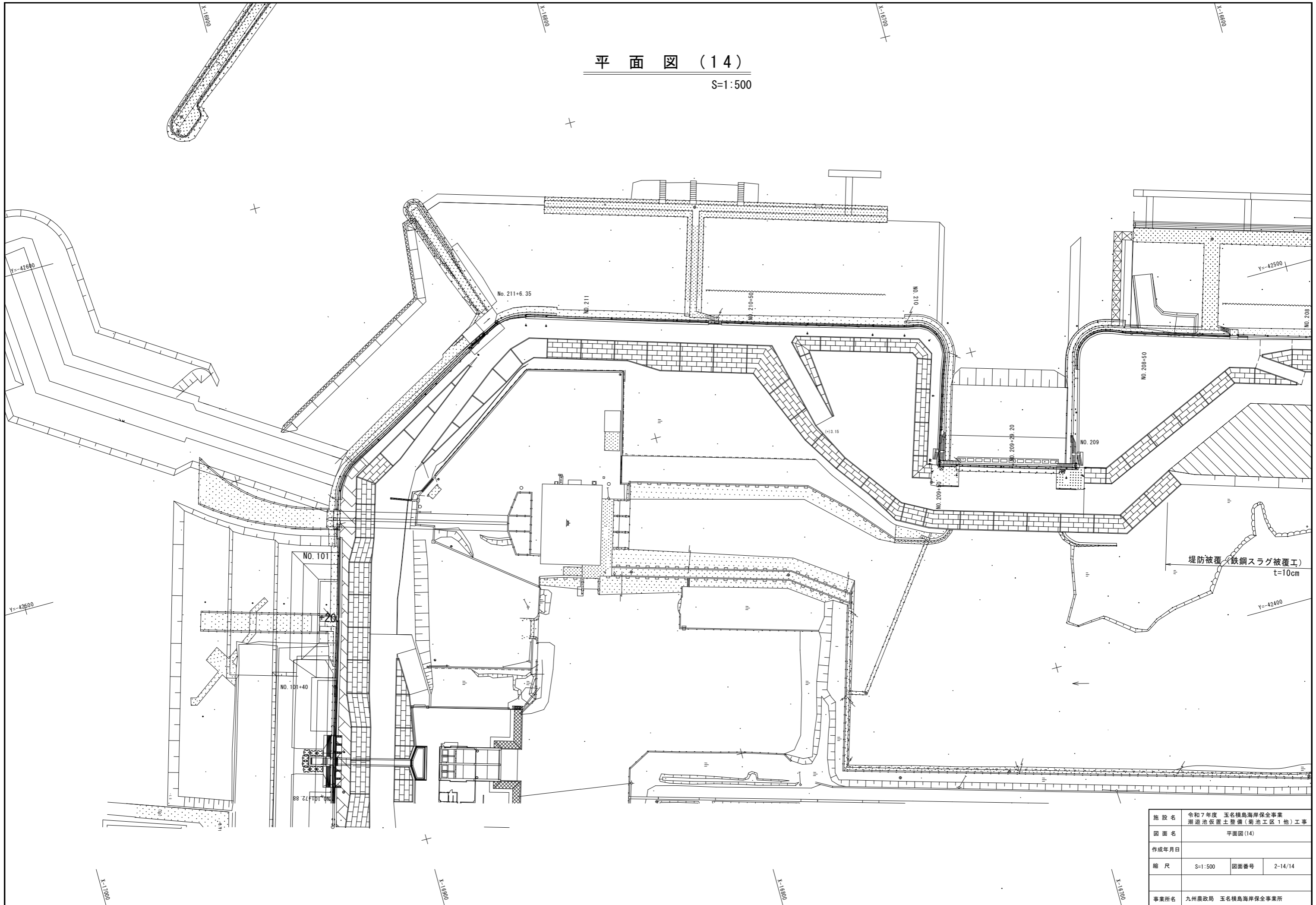
被覆面積  
A=1572.3m<sup>2</sup>

堤防被覆 (鉄鋼スラグ被覆工) t=10cm

施設名	令和7年度 玉名横島海岸保全事業		
図面名	湖遊池仮置土整備(菊池工区1他)工事		
作成年月日	平面図(13)		
縮尺	S=1:500	図面番号	2-13/14
事業所名	九州農政局 玉名横島海岸保全事業所		

平面図 (14)

S=1:500

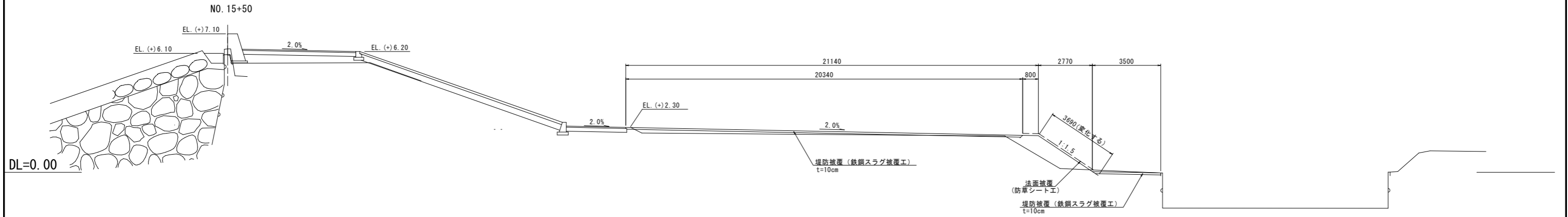


施設名	令和7年度 玉名横島海岸保全事業 湖遊池仮置土整備(菊池工区1他)工事		
図面名	平面図(14)		
作成年月日			
縮尺	S=1:500	図面番号	2-14/14
事業所名	九州農政局 玉名横島海岸保全事業所		

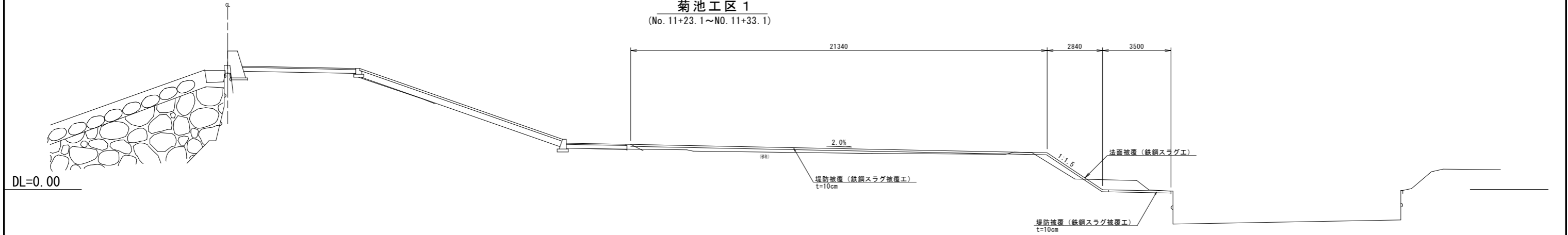
# 標準断面図(1)

S=1:100

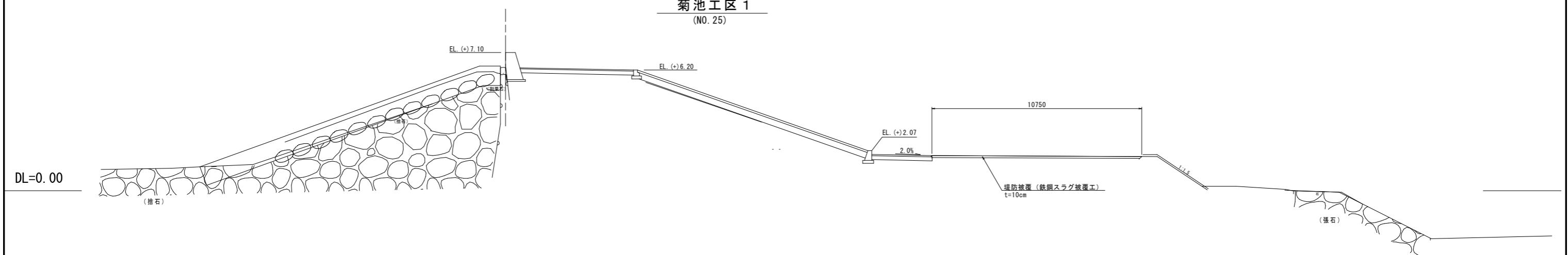
## 菊池工区 1 (No. 11+33.1~No. 21+91.8)



## 菊池工区 1 (No. 11+23.1~No. 11+33.1)



## 菊池工区 1 (NO. 25)



工事名	令和7年度 玉名横島海岸保全事業 湖遊池仮置土整備(菊池工区1他)工事		
図面名	標準断面図(1)		
作成年月日			
縮尺	S=1:100	図面番号	3-1/2
会社名			
事業(務)所名	九州農政局 玉名横島海岸保全事業所		

# 標準断面図 (2)

S=1:100

## 横島漁港工区 (NO. 205+74.0)

DL=5.00

EL. (+) 6.80

8920

2.0%

堤防被覆 (鉄鋼スラグ被覆工)  
t=10cm

## 菊池工区 2 (NO. 38+50.0)

DL=0.00

EL. (+) 7.10

10490

EL. (+) 2.00

EL=1.90

堤防被覆 (鉄鋼スラグ被覆工)  
t=10cm

工事名	令和7年度 玉名横島海岸保全事業 潮遊池仮置土整備 (菊池工区 1 他) 工事		
図面名	標準断面図 (2)		
作成年月日			
縮尺	S=1:100	図面番号	3 - 2/2
会社名			
事業(務)所名	九州農政局 玉名横島海岸保全事業所		